



漁家調査風景 編集部

目 次

年頭所感……………梶井 功 (4)

特集 沿岸漁業の現状と課題—共同調査報告

沿岸漁業の現状と課題—共同調査にあたって……………加瀬 和俊 (8)

経営環境の悪化に立ち向う沿岸漁業の奮闘

—岩手県田老町漁協の経験から—……………加瀬 和俊 (11)

三陸の漁業を脅かすもの……………畠山 昌彦 (22)

漁業における地域資源の守り方

—田老町漁協の事例に学ぶ—……………神山 安雄 (27)

田老町漁家世帯員の変動状況……………梶井 功 (32)

漁協自営経営を通じた担い手確保の構想

—田老町漁協の挑戦—……………谷口 信和 (38)

ワカメ自営加工場の意義と課題……………矢坂 雅充 (45)

WTO農業交渉の現状と課題

—第7回閣僚会合・二国間協議・米主張の根拠—……………服部 信司 (52)

シリーズ“どこへ行く 日本の食と農⑬”

日本の米と酒—生い立ちとこれから—……………森 晃一郎 (62)

〔時評〕 酪農政策論議のグローバル化 ……………(m)(2)

☆表紙写真 三陸ワカメの天日干し 編集部

「農村と都市をむすぶ」2010年1月号(第60巻1号)通巻698

酪農政策論議のグローバル化



二〇〇六年後半から世界各国の酪農・乳業は激しい市場環境の変化に直面している。高騰した国際乳製品価格は、二〇〇八年の半ばあたりに急落し、そして今年の夏あたりからまた上昇しつつある。まるでジェットコースターに乗っているかのような目まぐるしさである。

こうした激しい価格変動の経験は、各国の酪農政策の方向性に大きな影響を与えつつある。バイオエネルギー生産の原料として利用されるトウモロコシなどが増え続け、中国やインドなどの新興国の乳製品需要も拡大していくと考えられる。国際乳製品市場に大きな影響を与える不測の天災も頻発する可能性がある。穀物や乳製品の国際市場がますます不安定性を高めていくことに対応して、世界各国の酪農政策が見直されようとしているのである。

二〇〇九年九月、国際酪農連盟の酪農サミットがドイツのベルリンで開かれた。乳価下落によって厳しい経営環境にある酪農生産者が、乳価引き上げを求めて欧州各地で生乳出荷拒否ストライキを行うなかで、酪農・乳業の方向性をめぐる報告がなされた。主な論点を紹介しよう。

一つは、環境問題への取組である。畜産業は温室効果ガス排出量全体の一八％（CO₂換算）を占めており、気候変動対策への酪農・乳業界の行動計画が問われている。

干ばつや洪水といった気候変動が酪農・乳業に影響を与えているだけでなく、気候変動に対する責任も無視しえないからである。そこで個々の事業者の対応だけでなく、飼料生産から家庭での牛乳・乳製品消費にいたるミルクチェーンとしての環境負荷を対象とするライフサイクルアセスメントによる環境負荷低減のための手法開発が進められている。

二つは、動物福祉への取組である。消費者が畜産物を購入するときに、動物福祉への前向きなイメージがますます重視されるようになってきているという。牛の健康管理は酪農生産者の基本的な仕事であるが、乳牛が不快や苦痛などからの自由が確保され、生乳が健康な乳牛から生産されているというイメージを確保していくための戦略が求められているのである。

以上の二点は、EUなどで長く検討されてきた課題であり、その具体的な取組手法や戦略的な活動が議論される段階に入っていることを示している。

三つは、近年の飼料や牛乳・乳製品の価格変動への対応方向であり、このサミットの議論の焦点でもあった。乳製品の国際価格はこれからも大きく変動する可能性が

高く、しかも価格変動の激しさを示すボラティリティが大きくなることを踏まえると、酪農・乳業はいまから価格変動への対応策を講じていかなければならないというのである。馴染みのない金融用語である「ボラティリティ」がまさに酪農・乳業のキーワードの一つとして位置づけられた。

牛乳・乳製品、生乳の価格高騰・暴落によって、多くの国々・地域で酪農経営への緊急支援、牛乳・乳製品市場の需給安定措置がとられた。EUでも乳製品の市場介入在庫保管、民間在庫補助、輸出補助が行われてきた。

同時に、こうした酪農危機の状況が、市場の機能を重視した酪農政策改革にブレーキをかけられることになるのが注目された。EUでは最低価格支持としての乳製品の市場介入政策は存続するものの、バターの輸出補助・チーズの民間在庫補助・脱脂粉乳の飼料向け売却補助といった数量施策はいずれも廃止された。二〇一五年には生乳生産のクォータ（生産数量配分）制度が廃止されることになっており、すでにクォータの配分を年に1%ずつ増やすとともに、クォータの農家間・地域間の移動を促進し、自由生産への移行準備が進められている。市場規制の緩和を押し進めれば、乳製品の国際価格の変動によって酪農・乳業の経営リスクはいっそう高まる。ボラティリティの大きな価格変動への対応は、各国の酪農・

乳業が共通に直面している課題となっている。

サミットでは乳価変動にたいする酪農乳業の自主的な対応方向を模索する報告が相次いだ。乳価変動による生乳生産構造への影響、たとえば自給的経営、家族経営、企業の経営といった異なる経営形態への影響、生乳の用途間での乳価変動の差異などが取り上げられた。そのなかでもとくに目を引いたのが、先物市場を活用した価格変動リスクのヘッジであった。乳製品の先物市場が具体的に計画されているわけではないが、牛乳・乳製品の生乳の価格変動への自主的な対応策の一つとして、少なくとも価格が小売価格に転嫁されるまでのタイムラグのリスクを軽減するものとして理解されているのだろう。

これらの論点は、日本ではまったくといってよいほど具体的に検討されていない。酪農生産における価格変動の問題は、小売業者との価格交渉力や直接所得補償制度の導入といった論点に限られがちである。市場の安定性を前提として、あるいは不断に変化する市場をコントロールしようとする方向へと政治的にも舵が切られつつある。酪農・乳業による主体的な対応の可能性や課題についても議論を尽くすべきであろう。気候変動・動物福祉・ボラティリティのいずれも、酪農・乳業の主体的な受け止め方が問われる課題であるといえよう。日本の酪農政策論議のグローバル化が迫られている。

(一)

政策方向、特に農政の方向に関わって、真先に要望しておきたいことは、今年中には結着を、ということが言われているWTO農業交渉への対応についてである。

昨年のWTO閣僚会議で、赤松農相は「日本の食料自給率が主要先進国中、最低水準にあることをあらためて説明し「強靱で持続的な農業生産の体制を整備することが必要だ」と述べ、*「地域の条件に合った多様な農業共存が世界の食料安全保障のために必要だ」*との通商基本理念を表明した」(〇九・二二・二付日本農業新聞)という。

*「多様な農業の共存」*は、WTO農業交渉開始に当たっての「日本提案」の前文で、提案を貫く「哲学」として強調した理念だった。前文はその最後の方では「効率を重視した画一的な農業のみが生き残り得る貿易ルールは、わが国のみならず各国にとっても拒絶されるものである」*「競争力のある一部の輸出国のみが国際市場において利益を得るような交渉結果を認めない」*ことも強調していた。*「多様な農業の共存」*の「哲学」は、自由貿易原則に対する一定の修正を内包していたのである。赤松農相は、日本政府はこれからはこの初心に戻ることを宣言したことになる。頑張ってほしいと思う。

この点について、日本、スイス、ノルウェー、韓国等食料輸入国グループ(G10)農業団体も、〇九・一一・

一八ジュネーブで持った会合で、現在のモダリティ案は食料安全保障など非貿易的関心事項を反映しておらず、市場開放の程度が大き過ぎることなどから受け入れられないとの立場を表明(〇九・一一・二〇付日本農業新聞)している。全中を始めとする農業諸団体の力も結集し、*「多様な農業の共存」*を可能にするWTOにしてほしいと思う。WTO農業協定それ自体にも、農産物貿易の自由化に向けた「改革計画の下における約束が、フード・セキュリティ、環境保護の必要、その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ…行なわれるべきことに留意」すると書かれている。今は、このことなど全く念頭にはない交渉になっている。初心に戻す必要がある。

(三)

*「生産数量目標」*が設定された年度から起算して一〇年度に達した年度に五〇％に、二〇年度に達した年度に六〇％にするという食料自給率目標は、〇四年五月に発表した「農林漁業再生プラン(骨子)」以来民主党が掲げる農政の大目標である。この大目標を一貫して掲げていることこそ、民主党が党として明確な農政方針を持っていることを示す、と私は評価してきた。自民党政権が、一〇年後の食料自給率目標四五％と設定したのが二〇〇〇年だが、一〇年では達成できないとして達成年度を五年延ばしにしたのが〇五年だった。が、今なお設定当時

の四〇%の自給率水準が動いていない。この現実を重々承知の上で一〇年後五〇%、二〇年後六〇%達成を言い続けてきているのは大変な決意といわなければならぬ。私はこの点を高く評価する。そして、当然にこの決意を現実のものとするために民主党は農業諸政策を組み立てているのだと理解する。いや理解したい。

そう理解する私にとって不可解だったのは食料・農業・農村基本計画見直し作業での自給率の扱いである。

民主党政権になって初めての食料・農業・農村基本計画見直し審議のための農政企画部会が開かれたのは、昨年の一〇月二一日だが、民主党政権初めての審議会なのだからそこには当然、自給率を五〇%にするためにはどうするか、という課題が提起されるもの、と私などは見ていたのだが、その課題は提起されなかった。

当日、企画部会に提出された「政策課題の整理の提案」には、「戸別所得補償制度、六次産業化など民主党マニフェストの言葉がずらり。出席した郡司副大臣は「与党の方針にしたがって改めて課題を整理していただければ」と今後の議論に期待した(〇九・一〇・三〇付農業協同組合新聞) そうだが、その「概要」には、一〇年後五〇%などという数字はなかった。「食料自給率の向上」という柱は、立てられてはいた。が、そこに書かれていたのは「戸別所得補償制度など各種施策の見直しの中で具体

的な水準を設定” ということだった。

これは順序が逆ではないか。“各種施策を見直す” 基準になるのが政策目標である。目標達成のために寄与する政策になっていくのかどうか、という基準で政策は見直されなければならないのであって、目標なしの見直しなどはあり得ないとしなければならない。目標とする具体的な水準があってこそ、“各種施策の見直し” は可能になる。逆では話にならない。食料自給率一〇年後五〇%、二〇年後六〇%と明確な目標をたて、その目標のために“各種施策” を組み立てると民主党は言っていたはずである。計画部会への「提案」はどうかしている。

その計画部会へ、委員の一人でもある茂木全中会長が意見表明文書を提出したが、そのなかには、

“食料自給率の向上は農地の利活用、担い手の育成・確保によって食料自給力を強化するとともに戸別所得補償制度と合わせ品目別支援策を展開することにより、概ね一〇年後五〇%を目標にすべき”

と書かれていた。「提案」の中にこそあっていい文章である。が、この意見表明は読み上げられただけで議論は全くされなかったそうだ。そんなことでもいいのか。

(四)

こんな農政の進め方でいいのか、と私たちに多大の疑問をもたせたのは、政治シヨウとしては大成功をおさめ

た感のある「事業仕分け」での農政諸事業の扱いかたである。これまで密室で進められた予算編成過程の問題点を、一部にせよ国民の目の前で明らかにしてくれたという点は、むしろ高く評価していい。が、このやり方が本当に実のあるものになるには、仕分け人に人を得ることが重要条件になるが、事、農政諸事業に関してはその点で大きな問題があったといわなければならない。

例えば、予算「縮減」と仕分けされた食料自給率向上国民運動拡大推進事業の審議の際、「食料自給率（カロリーベース）が四一％である中、民主党の食料自給率目標…を達成するためにも生産面の努力だけでなく消費面でも大変な変革が必要」という農水省の説明に対し、仕分け人から「食料自給率が五〇％になるとどうなるのか、国民にとって納得できる説明が欲しい」という質問があった。

こんな質問をする仕分け人を選んだこと自体、民主党としては問題なのではないか。そんな質問には、民主党を代表して仕分けに当たっていた民主党議員自らが、「五〇％、六〇％引上げはわが党が最重要視している政治課題で、その理由はこうだ」とその場で発言して然るべきと私などは思うのだが、そんな発言は無かった。

事業仕分けは、その事業は、社会から本当に求められているのかの議論からまず入るのだとされている。民

主党政権として判断するのだから、その判断基準は当然ながら民主党の基本政策に照らしてということになる。党の基本政策は、社会から本当に求められていると党として判断したことをこそ基本政策にしているはずだからである。民主党が農業政策の中でも最重要視している自給率引上げ政策に疑念を差挟む仕分けを、許していいはずはないのに、そうしてしまっているのである。

自給率引上げにとって、農地の確保が重要課題になることは常識としていいが、今回の「事業仕分け」で「来年度予算計上は見送り」とされた耕作放棄地再生緊急事業の論議の際には、「原野化された場合も、耕作地に戻す必要はない」と放言した委員がいたという。自給率引上げなど政策課題にしないでいいというのと同じ放言である。こんな委員を「事業仕分け」委員にしたことを、民主党は反省する必要があるのではないか。

農業共済の共済掛金国庫負担金と事務費負担金についての「三分の一度の予算要求の縮減」仕分けに至っては、農業災害補償法第一二条が国庫負担率を明記していることも知らないでの判断であり、話にならないというべきだろう。

こんな仕分け人に頼るのではなく、農業の現場を熟知し、何をしたら良くなるかを常に考えている農業諸団体と意見を交わすことを民主党にはすすめたい。

沿岸漁村の現状と課題——共同調査にあたって

本誌の編集部では毎年、農業問題の種々相を観察するために適切な農村を訪問させていただき、実態調査にもとづく報告を中心に特集を組んできた。今回は、この調査を沿岸漁村について実施することになった。そこで調査に際して念頭において日本漁業の現状と課題について簡単に整理しておきたい。

日本の漁業は、輸入水産物の野放し状態、消費低迷による魚価安、量販店主導の価格体系下での生産者取り分の漸次的減少といった状況の下で、苦しい経営を余儀なくされている。とはいえ、企業的な遠洋漁業・沖合漁業が急速な縮小再編を経て、昔日のおもかげを喪失してしまったことは異なると、沿岸漁業・養殖業は堅実に生産を維持し、家族自営経営の生産形態を持続している。

しかしながら、規模の経済性を追求する企業的経営が遠洋・沖合漁業からの撤退の行く先として養殖漁場の蚕食に成功しつつあり、創業者利得の見込めるマグロ養殖業、インテグレーションの展開いかんでは利潤確保の余地が大きいブリ類養殖業等に外資、商社、旧漁業大資本等の参入が継続している。規制改革会議が第二次、第三次の答申（二〇〇七年、二〇〇八年）を通じて執拗に迫っている漁業権制度の変質（企業参入の自由化）は、沿岸漁場の漁業権を地元漁協ではなく大資本に与えて、沿岸域を大資本のプライベート・ビーチに変えようとする企みであり、マグロ養殖業での創業者利得が数年で失われる後には、別会社として開発企業を作り、養殖企業が漁業権を放棄し、開発企業がその補償を行なうという方式を通じて、原発を含む沿岸域開発が一挙に進む可能性も無しとはしない雲行きである。

沿岸漁業をとりまくこうした環境の下で、各地の漁協は地元漁業の維持・再生のために努力を継続しているが、漁業経営の悪化は必然的に漁協経営の悪化につながらざるをえない現状である。農業とは異なって価格対策・所得対策が皆無とあって良い漁業分野で、政策の抜本的改革を通じて、漁業経営と漁協経営が並行

して改善できる方策が強く求められている。

水産行政・漁協中央団体は漁協の経営難は漁協の規模が小さいことによるとみなし、漁協合併とそれに連動する産地市場の統合によって、漁協の経営難の打開と魚価の引き上げが達成できるとする怪しげな政策論に取りつかれている。系統運動においては、この立場から「一県一漁協」への統合策が強力に進められており、合併に応じない漁協は認定漁協とは認められず、水産行政の各種事業の対象から事実上排除されつつある。

こうした政策の流れの中で、全国の漁協では合併方針に対して明示的に抵抗することは不可能になっており、合併構想に乗りながら、従来の漁協地区内で地元漁業の内実を強める努力をするほかはなくなっている。就業機会の乏しい沿海地域における沿岸漁業の役割を重視し、その将来に期待する立場に立てば、各地の漁協が黙々と実施している施策の中から、沿岸漁業の進みつつある方向を読み取り、それが成果を上げることができる条件を考慮しつつ実現可能な政策を提言することが求められている。今回訪問させていただいた田老町漁協は、地域漁業の維持・発展のために様々な努力を重ねている三陸沿岸漁協の一つであり、調査メンバー一同、その貴重な経験から有意義な教訓を引き出したいと願っている。

ところで読者の大半が農業に詳しい方々であることを考慮して、違和感無く調査報告をお読みいただけるよう、農業と沿岸漁業との若干の相違点について触れさせていただきたい。

第一に、農業における農地問題に該当するものは、漁業にあっては漁業権・漁業許可の行使問題である。売買であれ貸借であれ農地の移動には金銭の授受がともなっているのに対して、私的所有の対象ではない漁場については、原則的には金銭の授受はなく、漁業権は漁協の決定で、漁業許可は県庁（または水産庁）の決定で、その行使の方式を自由に動かすことができる。この場合、たとえばワカメ養殖業者に二〇〇メートルの幹繩を何本使用することを認めるのかという具体的問題においては、集落の養殖業者の意向とそれをオーナーライズする漁協の判断が、地域内で納得を得られる合理的基準——それは全員平等原則であったり、後継者のいる家にはない家よりも多くを認める方式であったり、兼業収入のある家には権利を減らす方式であったりする——によって左右されるのであって、全国一律に定まるものではない。調査者は性急な批判的見

地を自制して、各地域固有の正当性原理を了解することがまず必要である。

第二に、生産物の価格形成に関わる流通ルートについて。漁業では基本的に水揚漁港に形成される産地市場で第一次の価格形成がなされ、中央卸売市場における第二次の価格形成がこれに続く。これは水揚直後から腐敗が始まる水産物を最も鮮度の良い状態で商人に販売するという点で漁業者にとって合理的な制度とも言えるが、流通ルートの全てを商人が担当し、そのコストの全てを引き受ける結果として、生産者価格が小売価格の四分の一に過ぎないという状況が生まれている。このことは価格メカニズムとしては合理的なものであるが、漁協や漁業者を刺激して直販体制に向けた試行錯誤を繰り返させる。調査地の田老町漁協の加工事業とそのためブランド維持努力は、そうした事例の一つであり、長期にわたって成功している貴重な経験である。

第三に、漁業にあっては生産量変動・価格変動が極めて大きく、水揚量も水揚額も安定させることは不可能である。米の作況指数が三〇になったり、三〇〇になったりする中で経営を維持しなければならぬと言えは冗談に聞こえるであろうが、平均的な農家よりは相対的に所得が高いと見られる漁家においても後継者が育ちににくいのは、一定期間をならした所得の水準だけではなく、その不安定性が大きく影響しているからである。所得が半減すれば現金支出を半減させて対応していた明治時代の漁村とは異なって、現金経済化が完成している今日の漁村ではこの種の自然産業の特性は漁獲共済等によってカバーされなければならないはずであるが、純粋な保険計算によって設計されている保険制度の下では高い事故率は高い掛け金をもたらし、零細漁業者の多くは保険制度の利用者になることが困難である。

農協に比較すれば経営体としては熟していない漁協が、生産に密着しつつ繰り返している日常的な努力の中に、また伝統的資源管理Ⅱ漁獲規制の体制と変化常ない市場への対応の必要性との間で揺れる漁業者の経営対応の中に、一次産業に広く参考になる貴重な経験がありはしないか、そうした密かな期待をもって特集を組んだ次第である。

(文責・加瀬和俊)

経営環境の悪化に立ち向かう沿岸漁協の奮闘

―岩手県田老町漁協の経験から―

東京大学教授 加瀬 和俊

1、 岩手県宮古市田老町漁協の概況

田老町の最寄り駅は三陸鉄道の田老であり、岩手県盛岡から山田線で東に一直線に進んで宮古につき、そこから三陸鉄道を北上して三つ目に位置しており、三陸海岸のほぼ中央部にあるといえる。宮古市の市街地へは車で二〇分程度の距離である。

田老町漁協は、岩手県三陸海岸の中央部に位置する田老町（現・宮古市）の海岸地域一体を地区範囲としている中堅的規模の漁協である。三陸の好漁場を有し、漁業の内容としては、家族経営によるワカメ・コンブの養殖業とアワビ等の地先資源の採捕、漁協が経営するサケ定置網漁業の三者を組み合わせて専門的に漁業を営んでいる漁業者の多い地区である。

しかし輸入増加と消費低迷による価格低下の下で、漁

業所得の減退による後継者の不足、漁船投資を含む新規投資の低迷、先行き見通し難といった事態は全国の沿岸漁村と共通している。そうした厳しい環境の下で漁業者がどのように現在の経営を組み立てており、漁協と漁業者が将来への布石をどのように打っているのかについて、調査にもとづいて報告したい。

漁協の正組合員数は五二〇人、准組合員数は一八六人であるが（二〇〇八年度）、組合員の中の専門的漁業者は養殖業（ワカメ、コンブ）を営む約一〇〇世帯であって、他の組合員は養殖業は営まずに、地先資源の利用だけを行う者である。後者はアワビ、ウニ等の採取日（「口開け」と称する）に勤めを休んで漁業に従事する副業的漁業者である。

当漁協では伝統的な一戸一組合員制が長い間取られてきた。しかし、父親が現役で組合員である間は、後継者

表1. 組合員の主要漁獲物

(A: 経営体数、B: 生産量、C: 水揚額) (単位: B=トン、C=100万円)

	養殖業							採介藻				
	合計			養殖わかめ		養殖こんぶ		合計	あわび	わかめ	こんぶ	うに
	A	B	C	B	C	B	C	C	C	C	C	C
1984	160	2473	540	1975	190	498	350	248	122	0	112	9
1985	160	3100	454	2472	260	627	192	287	217	0	31	39
1986	151	2477	417	2113	167	364	244	309	211	0	78	15
1987	151	2416	474	2061	184	354	289	362	271	18	7	58
1988	147	2460	729	2023	235	470	493	341	223	22	23	64
1989	149	2329	824	1835	207	494	617	368	154*		170	38
1990	146	1262	459	886	127	374	332	357	211	14	34	91
1991	146	2254	576	2082	254	170	321	439	302	11	37	74
1992	142	3087	536	2693	245	388	287	346	244	1	53	47
1993	142	2895	786	2501	311	381	468	364	309	0	24	37
1994	138	1671	461	1263	153	380	296	343	260	25	8	64
1995	136	2742	495	2248	244	475	240	359	282	15	46	24
1996	132	3072	645	2441	231	631	400	344	219	30	85	8
1997	129	2798	623	2102	222	696	395	546	439	13	21	69
1998	129	2175	526	1572	205	604	318	605	479	28	48	42
1999	125	2814	686	2390	272	424	414	511	400	42	11	52
2000	122	3082	491	2683	192	398	297	456	395	27	1	29
2001	122	2576	519	2131	153	443	365	493	389	9	41	50
2002	117	1792	320	1545	129	247	187	305	218	27	7	53
2003	116	2489	458	2227	240	239	217	561	387	44	27	56
2004	111	2091	442	1706	178	352	287	397	287	28	6	73
2005	104	2836	574	2376	246	446	327	337	204	22	28	79
2006	100	3613	498	3036	264	562	232	466	333	30	64	39
2007	97	2659	506	2253	225	393	279	499	368	36	22	71
2008	97	2920	598	2396	282	513	314	371	187	67	82	34

がいつまでも正組合員になれず、したがって漁協運営にもタッチできないこと、水揚げ代金がすべて父親の口座に入金されるので、若者夫婦が相当年齢まで経済的に自立できないことといった欠点が自覚されるようになり、漁協内での討議を経て、二〇〇四年から個人組合員制度に移行している。

漁協の出資金は四・七億円であるが、そのほかに特別積立金が六・六億円、利益準備金が三・九億円、福祉共済積立金が一億円で、合計して任意積立金が一一・五億円あり、サケ定置網のかつての好調さを反映して内部留保がかなり厚いといえる。正副組合員一人当たりの出資金は単純平均で七〇万円弱、任意積立金も含めれば二三〇万円強となる。

地域内の漁業生産額は一五億円前後であるが、漁協が経営している定置網が三〜五億円前後（これに対応する乗組員賃金は八月半ばから一月の半年間で平均二〇〇〜二五〇万円）で、残りの一〇億円前後が組合員の経営による水揚げ高である。このうち養殖業部分が約一〇〇戸で四〜六億円程度、したがって一戸当たり四〇〇〜六〇〇万円程度である。他方、地先資源は三〜五億円前後であり、これが養殖漁家も含む約五〇〇世帯で分けられて一戸平均一〇〇万円弱になっている（表1参照）。したがって、息子が定置網に乗っている養殖漁家の場合には、養

殖収入約五〇〇万円、地先資源約一〇〇万円、定置網賃金約二〇〇万円といった水準が平均的な経済規模ということになる。

2、地域漁業の推移

ここでは田老町漁協の今日にいたるまでの歩みを、漁業種類別の構成を基準にして簡単に振り返り、そこでの漁協の役割について整理しておきたい。

(1) 地先資源採捕中心、漁協経営の漁船漁業で補完（一九六〇年代半ばまで）

一九六〇年代半ばまでは漁協の水揚げ高の大半が地先資源によって占められていた。その内訳は、天然ワカメ・天然コンブが中心で、これにアワビ・ウニが加わっていた。この時点では養殖は全くなかったし、漁家による漁船漁業の漁獲もごくわずかであった。沿岸部に自生する地先資源によって生活を立てている受動的段階であったといえる。

地先資源の長期的・安定的利用のためには操業日数と採捕量は厳しく制限しなければならなかったため、漁業者は追加所得を得るために半農半漁の形態をとりつつ、出稼ぎ労働にも従事していた。戦前期には北海道の定置網やニシン漁業などがその代表であったが、戦後のこの時期には、北洋漁業・マグロ漁業・サンマ漁業等の遠洋

・沖合漁業の乗組員を兼ねる者が多かった。具体的には、若年時に大型漁船の乗組員として働き、親が高齢化してくると自家漁業の担い手に転じるというライフコースであった。宮古、気仙沼等の沖合・遠洋漁船の乗組員は、三陸の沿岸漁村の若者が占めていた時代である。

田老町漁協自体も、当時の政策に乗って補助金を活用して遠洋・沖合漁業を経営し、組合員の子弟のための就業機会を提供していた。一九六八年の漁業センサスでは、漁協地区内に一〇〇トン以上漁船および五〇〜一〇〇トン漁船がそれぞれ一隻ずつ、三〇〜五〇トン漁船が三隻存在している。また水揚額では一〇〇〇〜五〇〇〇万円の範囲に四漁船が、五〇〇〇万円以上に一漁船が存在しており、マグロ延縄、サケ・マス流し網、サンマ棒受網等を季節ごとに組み合わせさせて営んでいた。

(2) 養殖業の基幹漁業化の段階（一九六〇年代末から一九七〇年代末）

養殖業は一九六五年に初めてワカメ養殖を試験的に導入してから二〇〇戸以上が一挙に着業して拡大した。こうした急速な普及の理由としては、地先資源依存による所得の低さ・不安定さを打開しようという意欲が極めて強かったことが指摘できよう。養殖業の対象は、ワカメが先行し、後からコンブが加わっているが、いずれも従来から天然資源として利用されてきたものであるから、

違和感なく定着したとみられる。

養殖業を営む漁家数の推移を見ると、第四次漁業センサス（一九六八年一月）時点では二二七戸であり、その養殖規模（幹縄の長さ）は一〇〇〜五〇〇メートルの中にすべて入っていた。続く第五次漁業センサス（一九七三年一月）ではさらに二五二戸に増加しているから、一九七〇年前後の養殖業普及期に漁場が平等主義的に配分され、組合員中の希望者が広く参加して小規模な養殖漁家が一気に創出されたと解釈される。この後は一五五漁家（一九七八年）、一五六漁家（一九八三年）と推移しているので、一九七〇年代に一定の整理がなされた後、一九八〇年代半ばまで養殖漁家数は安定的に維持されていたといえる。

他方、漁協自営の漁船漁業も、地先資源の採捕漁業とともに従来と同様に継続されていた。したがってこの時期には、従来の漁業の上に養殖業が加わり、その分だけ季節の出稼ぎが減少したという変化が生じたこととなる。

(3) 漁協経営の定置網の拡張（一九七〇年代末〜一九九五年頃）

組合員各戸の経営は、この時期にも藻類養殖業と地先資源採捕によって構成されており変化はないが、漁協の経営する漁業が漁船漁業から定置網へ変わった点が大き

な意味をもった。

サケの孵化放流事業は、サケ資源の回帰を願って一九七一年から実施されていたが（同年に銅山が閉鎖され放流が可能になった）、経費に見合う成果を挙げることは困難であった。しかし一九七六年には漁協経営の定置網にサケが入り五〇〇万円に近い水揚げがあつて放流の効果の評価され始めていた。ところが翌一九七七年にアメリカが突然二〇〇海里制度を強行し、対抗上、ソ連、カナダ等一連の北洋漁業関係国もこれにならつたために、従来は事実上、野放し状態に近かつた日本の大型漁船によるサケの沖取りが一部は制度的に操業不可能になり、一部は協定にしたがつて厳格に監視されるようになった。

この結果、母川に戻ってくる前に沖合で漁獲されてしまつていたサケが、孵化放流事業の負担を続けていた沿岸漁村の河川とその手前の定置網で漁獲されることになり、北海道・三陸の定置網経営は空前のサケ景気に沸くことになった。田老町でも一九七六年の四〇〇〇万円台から一九八四年の九億円台までほぼ一直線に水揚げが増加したのである（表2）。他方、二〇〇カイリ体制によつて就業機会を失つた遠洋漁業の乗組員が漁村に戻り、急増する定置網乗組員の供給源となつた。当漁協も一九七八年に北洋減船の制度に乗つて北洋漁業から撤退し、そ

の補償金を活用して二か統目の定置網を取得することに成功し（一九七九年）、さらに投資を進めて三か統目（一九八九年）、四か統目（一九九七年）を加え、他方、二〇〇四年には操業の合理化を目的として当初からあつた定置網を廃止して三か統体制で今日に至っている。こうした定置網の統廃合は、定置漁業権（定置網）、区画漁業権（養殖業）、共同漁業権（地先資源）のすべてが田老町漁協に免許されていたことによつて漁協の意思一つで漁場計画の変更が可能であつたという制度的利点に支えられていた。

（4）定置網経営の水揚減退と漁業者減少の本格化の段階（一九九五年以降）

漁協経営の中心を占めるようになったサケ定置網は一九九五年以降、水揚額を急落させ、一〇年間続いた七〜九億円の水準から三億円前後の水準で低迷するようになる（表2）。その最大の理由は、ガット・ウルグアイラウンド合意の流れを見越した世界的なサケ養殖の急増とサケ・サケ卵製品の輸入急増によるサケ単価の急落である。

同時に表1に見られるように、養殖業の経営者の引退・廃業が始まりその経営体数が一九九〇年の一四六から二〇〇八年の九七にまで減少する。また、採介藻の従事者も二〇〇四年におけるその資格緩和（個人組合員制度

表3. 田老町漁協の概況

	組合員		職員	当期 剰余金 100万円	出資金 配当率 %
	正	准			
1977	585	103	31	27	5
1978	594	89	30	100	7
1979	589	99	30	135	7
1980	594	96	31	178	7
1981	582	118	30	163	7
1982	577	116	34	313	7
1983	578	131	33	98	3
1984	577	133	32	232	7
1985	583	127	32	109	7
1986	579	130	32	111	7
1987	600	107	32	170	7
1988	600	107	32	167	7
1989	594	114	32	162	7
1990	593	115	32	138	7
1991	587	118	32	57	3
1992	588	114	30	8	0
1993	582	116	30	44	1.5
1994	576	126	31	42	1.5
1995	567	131	32	△60	0
1996	559	132	32	38	0
1997	556	129	31	52	0
1998	551	130	31	76	1.5
1999	546	126	27	127	1.5
2000	546	126	29	13	0
2001	538	127	28	△28	0
2002	523	133	27	2	0
2003	513	136	28	△55	0
2004	583	235	27	△11	0
2005	550	219	23	26	0
2006	534	217	24	21	0
2007	525	208	21	52	2
2008	520	186	22	20	0

表2. 定置網経営

	水揚高 計 1000円	乗組員 数 人	雇用 日数 日	平均 日給 円
1977	47			
1978	156			
1979	359			
1980	367			
1981	532			
1982	731			
1983	481			
1984	981			
1985	768			
1986	661			
1987	772			
1988	794			
1989	940			
1990	842	70	168	16034
1991	714	71	161	15461
1992	628	68	164	14064
1993	735	62	169	17782
1994	709	61	169	17121
1995	260	62	165	5463
1996	399	60	162	10203
1997	520	53	164	14370
1998	468	51	164	13319
1999	435	51	164	12294
2000	399	50	166	12127
2001	258	52	166	6943
2002	249	50	165	7218
2003	181	47	159	5499
2004	203	48	156	6511
2005	323	44	141	12098
2006	351	41	145	13648
2007	443	40	141	
2008	460	39		

に連動)で一時的に急増したにも関わらず、再び減少傾向を強めている。もっとも養殖業・採介藻とも従事者の減少にも関わらず、生産額はほぼ維持されており、進行する高齢化の影響にも関わらず一人当たりの生産額はむしろ増加していると言える。この点は今後は確実に逆転することを予想せざるをえない。

こうした経営状況の深刻化は漁協の経営状況にストリートに反映している。表3によると一九九〇年代初頭までは当期剰余金が毎年一億円を超え、法定の上限である七%の出資金配当を行っていたのに対して、一九九五年から欠損が始め、二〇〇〇年代にはそれが例外的な状況ではなくなり、出資金配当は長くゼロが続いているのである。

3、 漁家経営の内容

ここでは現在の各漁業種類の内容と、漁家経営の実情について整理しておきたい。

(1) 地先資源

表1に見られるように地先資源四品目のうち金額的にはアワビが圧倒的比重を占めている。アワビは生産目標を年間五〇トンと設定しているが、年変動が大きく、漁業者には売上の見込みはほとんど立てようがない。口開けは一〜二月に計五回以内で、実際の回数はその年

の資源の状況について漁協役員が判断して決めている。口開け日に操業できるのは午前中の数時間に過ぎず、実労働時間は年間で二〇時間にも達しないが、一人五〇〜六〇万円程度、多い人では二〇〇万円以上の水揚を挙げることができるので、この権利は非常に重視されており、副業的組合員もアワビの口開けに際しては年休をとって参加している。

組合員世帯のうち誰が口開けに参加できるのかは、一戸一組合員制であった二〇〇三年までは「一世帯二人まで」とされていたが、一戸複数組合員が可能となった二〇〇四年から「組合員のみ」、かつ「原則として一世帯の組合員数は三人まで」と変更された。組合の出資金は准組合員を含めて最低二〇万円、最高一〇〇万円と定められているので、一家で二〜三人で地先資源を漁獲する場合にはそれだけの出資金の支払いが必要となったわけである。

ところで修学中の高校生は組合員になれないので、本来であれば地先資源の採捕には参加できない。しかしこれまで、若者が後継者となる際には、自分の工夫・努力だけで多額の収入を得られるアワビ漁獲の魅力が彼等を漁業に引き付けたという。そこで、ほとんどすべての若者が高校に進学するようになった現状に見合うように、高卒までの期間の組合員子弟に対してアワビ漁獲ができ

るようにする便法が特別に定められている。正・准の組合員の一八歳以下の子弟に認められている「特認行使者」制度がこれであり、これは柔軟な後継者対策として評価できる。

漁法としては潜水は禁止されており、船の上から箱メガネで水中をのぞき、先端にかぎ針のついた竿を使って漁獲する方式に限られている。近世以来の多数の参加者を容認しつつ、資源の枯渇をさける工夫の結果である。

アワビ資源の確保のために、漁協が稚貝を育てて放流している。かつては放流しさえすれば効果があると考えられていたが、小さいサイズで放流しても外敵から身を守る能力がなく捕食されてしまうだけなので、現在では三センチ以上にまで陸上で育成してから、適正漁場を定め、ヒトデ等の駆除を実施し、船上から撒くのではなく潜水して適地に定着させる等、丁寧な放流方法がとられている。こうした漁協事業のための経費は販売手数料に3%の追加分を加える形で徴収している。

(2) 養殖業

当地にはコスト高の魚類養殖業（売上高の八割前後を餌代等が占める）は存在せず、海中での養分で成育する藻類と貝類が対象品種である。

ワカメの収穫期は三月中旬～四月中旬、コンブは八月末～九月初旬であり、いずれもこの時期が最繁忙期であ

って、他の時期には採苗、種系の幹繩への巻きつけ、沖出し等の日常的作業が行われる。摘採後にはワカメは海藻のまま漁協に販売すれば良いのに対して、コンブは一枚ずつ水洗いし、切って大きさをそろえ、乾燥機を備えた乾燥室に入れて干コンブを製造するところまでが漁業者の担当である。このため高齢化するにつれてコンブの養殖規模を縮小し、ワカメ中心の操業になる。

コンブもワカメも海上での摘採作業は深夜一・二時前から男子一人で行い、朝の四時頃には漁業者の妻・母が岸壁で待機していて販売までの一連の作業を担当する。このため漁業者の妻が陸上作業に従事できなくなると、男子だけでは継続できず、引退に至るといふ。

水揚高は養殖ワカメが二億円台、養殖コンブが二～三億円台で後者の方が多額になる年が多いが、原藻のまま漁協に売るワカメのコスト率（家族労賃含まず）は二～三割程度であるのに対して、乾燥機を使用するコンブのコスト率は四割に達するので、所得額ではワカメの方が有利である。また、漁家で乾燥した後でそのまま販売されるコンブに比較して、漁協による加工後のワカメは総額七～八億円になり、地域経済にとっての付加価値は相当に大きい。

ワカメ・コンブの養殖施設は延縄式で、基本は二〇〇メートルの幹繩に種系を付着させる方式をとる。上段が

ワカメ、下段にコンブという、この地域の通常の方式であり、したがって基本的に各人が利用できる施設の長さはワカメとコンブで等しい。

養殖漁業者は一一の養殖組合のいずれかに所属するが、これは漁協の了承を受けて漁場を管理し、共同作業を行い、漁協の指示を構成員に徹底する役目を負っている。また、構成員が養殖施設の増加を求めた場合、あるいは返納を申し出た場合に、それを議論し結論を理事会に伝えるのは各養殖組合である。

養殖業の経営にとつて、養殖漁場の配分方法は非常に重要な意味を持っているが、漁協の漁業権行使規則を具體的事情にそくして適用するという作業は、第一義的には各養殖組合に任されている。組合員が前年と同じ施設台数で満足する場合には通常特段の審査はないが、前年より増加を希望した場合には、漁場の空き具合を考慮した養殖組合の判断が重視され、漁協はその決定を基本的に受け入れて正式の決定とすることになる。

この点について養殖組合が大きな力を持っている根拠は、養殖施設の設置費を養殖組合で負担し、その所有権も養殖組合に属することである。施設の設置費・維持費は養殖組合が負担しており、施設一台（二〇〇メートルの幹繩をそれに設置できる）の権利金はおよそ二五万円程度といわれている。新規参入する漁業者は、加入金と

してその金額を養殖組合に支払うことになる。漁協が推奨する基準規模である一六〇〇メートル（八台）を新規参入者が取得できるとすれば、二〇〇万円が必要になる勘定である。なお、漁場の割り替え（条件の均等化）については養殖組合の自治に任されており、漁協としてはタッチしていない。

養殖施設の造成には補助金が入っている場合が多いこともあって、それを漁協所有にしている地域が多いが、当漁協では漁協所有の時期に管理が不十分となり、漁協に対して修理要求等が相次いだため、養殖組合の自己責任体制に改めたという経緯がある。

廃業者の増加によって近年は漁場に余裕が出るようになったため一〇年程前に一世帯の養殖漁場規模の上限が撤廃されている。また、最近では新規の養殖業者の参入が歓迎されるようになっており、共同作業を円滑に実施する意図もあって、漁場に余裕のある養殖組合が、空き漁場のない他の養殖組合地域に集落の居住者を受け入れている事例が続いている。

田老町漁協では、県の方針である「岩手県わかめ養殖漁業構造改革アクションプログラム二〇〇五」等によって、「基準漁家（養殖規模一六〇〇m以上）の育成と後継者養成を支援」する方針を立て、その方向にそって漁場の有効活用を図ることを強調している。

(3) 漁家世帯の特徴と課題

以上のような漁業を営みながら、漁家世帯はどのような特徴を示しているのだろうか。二〇〇五年現在の漁業従事者構成、世帯員構成にもとづいてこの点を検討してみたい。

二〇〇五年には養殖業を営む専門的漁家は一一一世帯存在したが、このうち男子二世帯が漁業に従事している漁家が三九戸（三五％）、一世帯のみが漁業に従事している漁家が七二戸（六五％）であった。後者のうち漁業従事者が六〇歳以上のものが二九戸あるが、これは子弟の漁業への参入が年齢的に見えずにほぼ期待できないので、一〇年後には実質的に引退するものと想定される（実際、その後、二〇〇八年までに廃業した一四戸のうち一二戸はこの漁家に含まれていた）。

他方、二世帯が漁業に従事している三九戸のうち親世代が七〇歳以上であるものが一九戸（うち七五歳以上は一三戸）とほぼ半数を占めている。この年齢階層の子弟はすでに四〇歳（ないし四五歳）以上であり、次の世代の後継者が現れ始めるべき時期であるが、もっかのところ二〇歳代の子弟で後継者化している者は定置網の乗組員に採用された者にほぼ限られている。したがって現に二世帯が漁業に従事している世帯であっても、父親の引退後には遠からず高齢単身漁業形態に移行する者が少な

くないと見なければならぬ。

他方、同居世帯員の構成でみた場合、同じ養殖漁家一一一戸のうち、高齢者の夫婦のみの世帯（夫が六五歳以上）が四世帯のみであって、他の大半が二世帯、三世代の世帯員構成をとっていることが注目される。これは刺し網、イカ釣り等の漁船漁業を中心とする零細漁村には見られない傾向であり、平均的漁村も巻き込みつつ全国的に進行している高齢者夫婦世帯増加の趨勢とは異なる動きである。

この傾向を、高齢核家族になれば養殖業から脱落せざるをえない結果であると読むべきか——すなわち高齢核家族化は進行しているが、そうならなかった世帯だけが養殖漁家に残っているから、養殖漁家の統計だけを見れば入れば高齢核家族化が進行していないように見えてしまう——、あるいは漁船漁業よりも水揚げが高位・安定的な養殖業が存在することによって、同居する若壮年世代の要求賃金水準が低くすみ、したがって労働市場的に不利な地方漁村においても漁業以外の賃労働機会を見出すことが困難ではないと評価するべきかは、にわかには判断しがたい。また、漁村周辺においても商業・運送業・サービス業等の流動的労働市場の比重が高まっている事実や、若年者の職業確定までの浮遊的期間（その間には後継者候補者という性格を持ちながら親元に同居して

いることも多い)が長期化している傾向の背景を、地元
の就業実態と関連付けて検討することも残された課題で
ある。

とはいえ、養殖漁家の高齢者達が健康を生かして家族
経営の支え手として無理のない働きを続けることができ
るとすれば、それは地方における福祉社会のあるべき姿
の一つとしても評価するべき事態であり、この面からも
地域漁業の重要性は吟味されるべきである。

おわりに

漁業における後継者事情は、農業と同様に楽観を許さ
ない状況にある。そうした中でも、全国の漁協では、そ
れぞれの地域に見合った努力を練り広げている。田老町
漁協の場合、未成年者の漁業への興味を引き出すこと
を指して漁業権の柔軟な行使方式を採用していること、
漁場の有効利用や漁家の労働力の制約を考慮して個別の
漁家経営と漁協による漁業・加工経営の組合せに工夫を
凝らしていること、漁協経営の定置網への雇用機会を若
年者に提供していること、地域内の生産力が最も高くな
るように各種漁業種類の配置を改変したり、地域ブラン
ドの育成を図ってきたこと等、絶えざる努力の跡を確認
することができる。今後の日本漁業が基本的に沿岸漁業
中心に編成されなければならない国際環境の下では、こ

うした沿海地区漁協を中心にした地元漁業振興策がま
ます重要になっている。

ところで、漁協合併を絶対的方針とする水産行政が、
結果として合併に至らない漁協を認定漁協とは認めず、
各種事業の対象から締め出す方向に進んでいることは、
こうした漁協の独自の努力を励ますことにはならない。

漁協の営為の基本点は、自然条件が規定している地域
漁業の可能性を最大限に発揮する方向を切り開きなが
ら、組合員に対して挑戦すべき課題と目標を明確に提示
し、それに向かって各種の行政的事業を上手に活用し
て、必要な施策を打っていくことである。水産行政の事
業メニューがどれだけ豊富に提示されていても、漁協の
自前の努力を認め、それを支援・助長する方向でその事
業の運営を図る姿勢が行政の側に無い限り、また規制改
革会議の論理を繰り返して組合員資格審査における漁協
自治を否定している限り、「行政はうるさいだけで役に立
たない」という漁業者の反発を協力関係に変えていくこ
とはできないように思われる。政権交替を受けて、水産
政策が漁村の現場に大きく近づくことを切に希望してい
る。

三陸の漁業を脅かすもの

岩手県田老町漁業協同組合 畠山 昌彦

「真崎ワカメ」と言えばご存じの方もおられるかもしれませんが。ご存じない方はイトーヨーカドーなどでも販売しておりますので、ぜひ、一度ご賞味下さい。ワカメのイメージが覆るかもしれません。

さて、この「真崎ワカメ」を生産販売しているのが、私が勤務する田老町漁協です。

田老町漁協は三陸海岸のほぼ中央に位置しており、海岸線のほとんどは切り立った断崖で、外洋に面して波が荒いため、カキやホタテなど筏を使った養殖はできないことから、養殖といえば耐波性の高いワカメ・コンブ養殖ということになります。

養殖というと、筏を組んで餌を撒く魚の養殖をイメージされるかもしれませんが、ワカメ・コンブは磯根に付着している天然ものと区別するために便宜的に「養殖」としているだけです。実際には付着しているのがロープなどというだけで、種巻から収穫まで一切肥料も農薬も使

用しません。野菜は「完全無農薬有機栽培」だと高値で取引されますが、養殖ワカメ・コンブは最初からずっと「完全無農薬有機栽培」です。

田老は地理的には青森県より南になりますが、親潮が最初に本州にぶつかる場所が三陸海岸の中央部なので、冬季の海水温は津軽暖流が流れる青森より大分低くなります。

本来暖水系の海藻であるワカメは三陸が棲息の北限に当たり、寒さに耐えるため葉が厚く、荒波に耐えるために細くしなやかな形状になったといわれています。この北限のワカメをボイル塩蔵したのが「真崎ワカメ」です。

（完全無農薬有機栽培。添加物は塩だけです）
アワビもまた棲息の北限に当たり、コンブを餌にして成長する世界最高品質の乾鮑の原料となるのが三陸産アワビで、当組合は全国トップクラスのアワビ水揚げ量を誇ります。

ということ、ワカメ・コンブ養殖、アワビ漁に加え定置網（主にサケ）が当地域の生産の三本柱になりま

す。その柱の一つの定置網がここ数年、大型クラゲの来遊により大きな被害を被っています。

今年的大型クラゲは全国的に大きな被害を出した二〇〇五年よりも来遊時期が早く、来遊数も遙かに多くなっています。また、今年には波打ち際まで多数来遊しており、岬の周辺では波によって陸上に多数打ち上げられている

ほどです。クラゲが多く入網すると定置網の網目が詰まって網が破れてしまい、修理に多額の費用と時間が必要となるのはもちろんのこと、破れた部分から魚が逃げていってしまうため収入も減ってしまうこととなり、経営に与える被害は甚大なものとなります。最盛期には一日の水揚げが一〇〇〇万円にもなりますので、網の破損で三割の魚が逃げたとしても三〇〇〇万円の損失になります。それに加えて定置網内にクラゲがあると魚がクラゲの触手に触れて網の中で死ぬことで商品価値が下がって、単価も下がります。これを防ぐために、定置網の乗組員は作業しない日もクラゲの排除作業に追われ、休む暇がありません。

定置網の網揚作業は朝のセリの時間から逆算して行わ

れるため、大漁の日ほど出航時間が早くなります。今は午前二時頃のようなのですが、水揚げが多くなればもっと早くなります。魚が大漁ならやり甲斐もあるというものですが、魚の水揚げの前には必ずクラゲの排除作業があるので、クラゲのために出航時間が早くなってしま

す。これを読まれる方は、海水が瞬時に凍るという体験をしたことがあるでしょうか？ 冬の東北の夜明け前の海は、海水のしぶきがカッパにかかるると瞬時に凍ってばらばらと落ちていく極寒の世界です。

定置網の船は魚の水揚げを最優先に設計されているので、操舵室以外はむき出しの状態です。毎朝午前二時には、吹きさらしのデッキへ二〇人ほどの乗組員が乗り込んだ「第12赤島丸」と「第18赤島丸」が、真っ暗な極寒の海へと出ていきます。

クラゲの排除作業というと専用の機械などで行うように想像されるかもしれませんが、実際には一個が二〇〜三〇kgもある巨大なクラゲを一つずつカギで引っかけて網の外に出してやります。（一ヶ月ほど前からクラゲを排除する網を設置して、排除作業は大分省力化されました。ただし、このことにより魚の入網も減少します。）クラゲは一日の入網数が二千から三千個にもなりますので一日も休まず、この作業を延々と繰り返さなければな

りません。(一月一日に県北の久慈地区の定置には二三〇〇〇個が入網したとのことです)

クラゲをどんなに排除しても、魚の水揚げ作業時にはクラゲが残ってしまい、魚が暴れた水しぶきと共にクラゲの触手がちぎれて飛んできて、体中に降りかかります。そのため、露出している顔や耳はクラゲの毒にやられて真っ赤に腫れ上がってしまいます。

定置網の乗組員はいつも「顔中ひりひりする」と嘆いています。全く生産性を伴わない重労働を一日も休まずに行う疲労に、顔の痛みでよく眠れないというオマケまで付いてくるのです。乗組員は怒りの矛先をどこに向けてもいいか解らず、ただ、黙々と毎日重労働をこなしています。誰に話すともなく「顔中ひりひりする」とつぶやきながら。

我々の普段の生活を少しご説明します。

人がたくさんいる都会なら、火事が起これば消防署、事件・事故は警察署、海の事故なら海上保安署が処理してくれるのですが、私の住む田舎では消防署に常駐している職員は三〜四名で、火事になったらどうしようもありません。

漁業者や漁協の職員も火事が起これば消防団員として火を消しに行かなければなりませんし、津波警報(注意報)が出れば水門を閉めに行かなければなりません。ま

た、海は暗礁が多く、海域に詳しい人間でなければ岸近くを航行できないため、本来、海保や警察の仕事である、海に落ちた人を捜索する際にも漁業者が出勤しなければなりません。

仲間の漁業者が操業中に行方不明になったのであれば、もちろん何をしておいても捜索に行きますが、海上保安署員でもないのに、忙しい仕事の中、荒海へ見ず知らずの人の捜索に出なければならぬのは腑に落ちない気持ちが残ります。

数年前、近くの海岸で海に落ちた方がいました。通報するより自分たちで行った方が早いと判断し、漁協職員数名で救助に向かいました。その日の海は波が高かったものの、大型船では落水者のいる海岸付近には近寄れないので、小舟で行くしかありません。しかも、水温は一〇℃程度と、一つ間違えば救助に向かった我々の命も危ない状況です。

テレビドラマではいとも簡単に救助しますが、実際には、小柄な女性でも海から船上に引き上げようとすれば、大人の男性三〜四人の力が必要です。水から揚げるときは小舟の片側に全員が並ぶことになりまして、かなり危険な状態まで傾きます。そこに波を食らったらひとたまりもありません。その時は「助けられるかもしれない」という意識しかありませんでしたが、後で考える

とぞっとしました。

なんとか落水者を船に揚げて（残念ながら亡くなられました）無事に港まで戻ったものの、帰ったとたん、海保と警察から「何時何分、どこで発見したか、使用した船名、乗船した人の氏名、何時何分どこで引き上げ、何時何分に帰港したか、引き上げたとき息はあったか」などなど、何人もの人に入れ替わり同じ質問をされて、善意で救助に向かった我々はまるで犯罪者扱いです。海保も警察もそれが仕事なのでしょうが、我々は命がけでシケの海へ救助に出たのに、褒められもせず、報酬も得ず、ただ尋問されるのみでした。

このように、仕事も、仕事に関係ないことも日々がんばっているつもりですが、漠然とした不安がいつも頭から離れません。

それは高齢化、着業者の減少、魚価安、漁獲量の減少等々一般に言われている問題ではありません。それらの問題も当然悩みの種ではありますが、対処できないという性質の問題ではないと思うからです。

私がいとも漠然と抱いている不安とは、六ヶ所村に建設されている核の再処理工場による放射能汚染です。この問題は三陸の漁業全体の根幹を脅かし、日本の食料問題を考える上でも重大な問題だと思えます。

前述のクラゲは、中国の沿岸で生まれ、日本海を北上

し、津軽海峡を渡って三陸沿岸にたどり着くといえます。被害の起きる順序を見ても間違いないように思えます。

六ヶ所村は三陸海岸の北部に位置しており、潮の流れからいえば我々の上流に位置しているようなものです。残念ながら、核の再処理工場は原発と異なり「放射性物質を放出する」ことを前提としています。工場の何kmか沖までパイプを出し、そこから太平洋へ放射性物質を放出し、拡散させるのだそうです。日本海沿岸を北上したクラゲが津軽海峡を渡り、日本海と変わらない密度でここに流れ着くことを見れば、六ヶ所村から放出された放射能も同じように流れても不思議ではありません。むしろ、クラゲと同じように流れると考えるのが自然です。大型クラゲの来遊を見ると、六ヶ所村の沖へ排出された放射性物質は太平洋に「拡散」されるのではなく、三陸沿岸に「集約」されるのではないかと心配しているので

す。

だって、再処理工場の理屈で行けば、津軽海峡を渡ったクラゲも太平洋中に拡散されるはずで、三陸沿岸にこんなに来遊するわけではないのですから。

もし、三陸産の魚介類から放射能が検出されたら三陸の漁業は破滅です。三陸沿岸の全ての漁業者やその家族、漁協や水産加工業者は一夜にして路頭に迷うことに

なります。また、水産業を失ったら三陸沿岸の地域全体が崩壊してしまいます。

放射性物質の半減期を考えたとき、それは、一度起こってしまったら、もはや対策の施しようがない性質の問題だと思えます。

私は、食糧問題はエネルギー問題の後に回されるべきものではないと思います。そして、今後、日本国の食料自給率を維持して行こうとすれば、三陸産の魚介類を抜きには考えられないはずで

す。実際のところ、核再処理工場の稼働が魚介類にどの程度影響を及ぼすのか私には解りません。残念ながら、六ヶ所村の再処理工場が放出する放射性物質がどれぐらい危険なものか判断する知識を持ち合わせていないので

す。しかし、六ヶ所村の再処理工場とほぼ同じ構造のフランス、ラ・アーク再処理工場周辺の状況を聞くと、日本原燃がいくら「安全だ」と主張しても安穩としてはいられないというのが正直なところ

です。私が今、有識者の方々をお願いしたいのは、真に公正な立場で再処理工場の危険性がどれぐらいか明らかにしていただきたいということ

です。何も解らないまま、ある日突然終焉を迎えるのだけは絶対に嫌です。私が切望する政策はただ一つ「漁業を続けさせて欲

い。」それだけです。

漁業における地域資源の守り方

— 岩手県・田老町漁協の事例に学ぶ —

国学院大学兼任講師 神山 安雄

1、農林漁業―地域の自然・資源

農林漁業は、自然を労働の対象にして生産をおこなっている。人間という労働の主体が、自然の一部に働きかけ、自然のもつ生産力を利用しながら、農林漁業生産をおこなう。そのため、農林漁業生産は、完全には自然と切り離しておこなうことができない。農林漁業生産は、自然の中でしかできない。自然は有限である。有限な自然に対して人間が働きかけて農林漁業生産をおこなうとき、自然のもつ生産力を利用しながら保全し、保全しながら利用するというでなければならぬ。農林漁業にとって自然環境を破壊することは、生産力の拠って立つ基盤を破壊してしまうことになるからである。

漁業の場合、漁業者が慣行的に共有している漁獲する権利を行使する方法、つまり海域・地先という自然の一

部の利用の仕方を共同で管理・規制することによって、海域・地先の自然・漁業資源を守ってきた。漁業における地域の自然資源の守り方には学ぶところが多い。

これは、岩手県宮古市・田老町漁協の事例に学ぶ地域の自然資源の守り方についての調査報告である。

①田老町漁協の特徴をつかんだ上で、②漁業権の行使の仕方を見て、③地域の自然資源の守り方について考えていきたい。

2、田老町漁協の特徴

田老町漁協は、岩手県の太平洋岸・三陸海岸のほぼ中央に位置している。海岸線は、リアス式海岸で、隆起によって形成された断崖が連なり、外洋に接している。このため、沿岸は、アワビ・ウニ・ワカメ・コンブ等の自然資源に恵まれた漁場である。

田老町漁協は、この地先の自然資源であるアワビ・ウニ・ワカメ・コンブ等の第一種共同漁業権をもち、採捕漁業を柱のひとつにしている。田老町漁協の販売取扱高は二〇〇六～〇八年度平均で年間一五・七億円であるが、このうち自然資源の採捕漁業が四・五億円（うちアワビ三・五億円、ウニ〇・五億円）である。

田老町漁協は、こうした自然条件を活かして、ワカメ・コンブの養殖漁業を第二の柱にしている。養殖漁業の販売取扱高は〇六～〇八年度平均で五・四億円であり、このうちワカメが二・六億円、コンブが二・八億円である。田老町漁協は、直営の加工場をもち、養殖ワカメを全量買い取り、ポイル塩蔵加工等によって「真崎わかめ」のブランドで販売している。

田老町漁協の鮮魚の販売取扱高は、〇六～〇八年度平均五・七億円で、このうち定置網漁によるサケが三・八億円である。田老川・摂待川などに回帰するサケを漁協直営の定置網―大型二漁場・小型一漁場―によって沿岸で捕獲している。

以上のように、田老地区の漁業の特徴は、ワカメ・コンブの養殖漁業と地先の自然資源であるアワビ・ウニ・ワカメ・コンブの採捕漁業、サケなどの定置網漁業が三本柱になっていることである。

漁業センサスによる田老地区の漁業就業者（海上三〇

日以上・男）は、一九八八～二〇〇三年の一五年間に五八四人から二八九人へと半減した。このうち六〇歳以上は八八年五七人（九・八％）から〇三年七一人（二四・六％）と高齢化が進んでいる。また、三〇歳未満は八八～九八年の一〇年間に八二人（一四・〇％）から一四人（四・三％）に激減したが、〇三年では一三人（四・五％）である。九八～〇三年の五年間では、一五～三五歳で一〇人、四〇～五〇歳で八人の純増（Ｕターン・Ｉターンによる新規就業）がみられる。

田老町漁協では、養殖ワカメ・コンブと直営加工場によるその加工と特産化、直営の定置網漁業を土台にして、一定の就業者数を確保している。

3、漁業権行使にみる資源管理

田老町漁協の組合員数は、〇九年三月末現在、正組合員五二五人、准組合員二〇八人、合計七三三人である。

この正組合員・准組合員が地先の自然資源であるアワビ・ウニ・ワカメ・コンブなどの採捕漁業をおこなう第一種共同漁業権の行使権をもっている。

漁協内には一一の地区ごとに養殖組合があり、養殖組合ごとに養殖施設を所有・管理し、その施設の各区画を配分し行使させる。養殖業に従事する者は、まず漁協に申請して正組合員になった上で、地元集落にある養殖組

表1 田老町漁業の第一種共同漁業権

漁業種類	行使日	使用漁具	漁期
あわび漁業	口開け日 4回	鉤・箱眼鏡	11～12月
うに漁業	口開け日 9回	タモ・箱眼鏡	5～8月
わかめ漁業	口開け日 6回	鎌・撚棒・箱眼鏡	3～5月
こんぶ漁業	口開け日 9回	鎌・撚棒・箱眼鏡	8～10月
まつも・ふのり	指定日と口開け日	小刀	12～5月

合に加入を申請し、養殖組合が施設の余裕を判断基準にして、加入を認め、行使できる施設台数を定めることになる。この養殖組合の決定が、事後的に漁協の理事会で承認されて養殖業をおこなう

ための区画漁業権の行使権が漁協レベルで（したがって県に対して）確定するという順序である。

定置網漁は、田老町漁協直営のため、漁協が船員を配置することになる。

つまり、漁協が共同の漁業権をもち、正組合員・准組合員は漁業権の行使権をもつことになる。海域・地先の漁業資源は有限であり、漁業権を行使できる者を組合員資格者に限定することによって、有限の自然資源の収奪を防いでいるのである。

また、その漁業権の行使も、漁期や漁法を規制することによって、限られた自然資源

の収奪を防いでいる。

第一種共同漁業権の対象である地先の自然資源（アワビ・ウニ・ワカメ・コンブなど）は、それぞれ漁業権の行使日を漁期内の「口開け日」だけに限っている。田老地区のアワビ・ウニ・ワカメ・コンブの採捕は、海上の舟から箱眼鏡を使い、長い竿の先に鉤や鎌を付けておこなう漁法に限られている（表1）。こうした漁法によって地先の自然資源の保全・管理をおこなっている。

採捕漁業でも、漁業権の行使者は組合員資格をもつ者に限られている。となると、舟の上から箱眼鏡で海底をのぞいて、長い竿の先に付けられた鉤やタモ、鎌を駆使してアワビやウニ、ワカメやコンブを採捕するという漁法を受け継ぐ後継者の養成が問題になる。

そこで考えだされたのが、「後継者育成のための第一種共同漁業権行使の特認」という方法である。正組合員・准組合員ともそれぞれが、後継者育成のために採捕漁業の舟に同乗させる者一人を特認者として、正組合員の場合は家族行使者も、特認申請をして、漁協組合長がこれを認めるといふ仕組みになっている。

自然資源の保全・増殖は、漁協全体として、サケの孵化事業やアワビの増殖事業などに取り組んでいる。サケは、河川で特別捕獲をして受精卵・発眼卵移出によって田老川・撰待川二か所の孵化場で人工孵化させ、合計四

二〇〇万尾ほどを放流している。アワビ増殖事業では、稚貝を養殖して、一回当たりの取り組み例でいえば四地区のべ一三か所で一斉に稚貝を合計五〇万個放流するなど、九五年度からは毎年、稚貝を合計一二〇万個ほど放流している。ウニは、五年ほどすると異常繁殖するため、浅場の一か所に移植する作業を共同で実施している。

養殖のワカメ・コンブも、養殖方針に、①地場種苗に限定、②地種の促成種苗を供給、③間引きの励行、④生産規模の拡大による後継者の育成、⑤水平式養殖施設で間隔を一〇m以上——とかかげるように、地域資源の保全・利用を徹底させている。

以上のように、田老町漁協は、経営戦略の基本方針に「專業漁業者を育て、資源を守り、生産が持続する地域をつくろう」とかかげて、地域資源を保全しつつ利用する姿勢を一貫して守っている。

4、地域の自然資源保全の取り組み

漁業においては、共有する漁業権の行使者を組合員に限定し、その行使方法・漁法を限定することによって、地域の自然資源・漁業資源を保全しながら利用してきた。また、その漁法を受け継ぐ後継者の育成も、漁業権行使の特認の仕組みなどの工夫によっておこなわれている。

こうした自然資源の保全・利用は、歴史的・慣行的に地域の共通資本として形成されてきたものである。

漁業においては、もうひとつ、地域を越えた自然資源保全への取り組みがおこなわれている。「森は海の恋人」という詩句に象徴される漁協女性部を中心的な担い手とする植林運動である。北海道や東北などをはじめとして漁協女性部を中心に植林運動がおこなわれてきた。

田老町漁協でも、九三年から「婦人の森」植林運動が展開されている。

田老町漁協女性部は、一九五五年に発足し、現在六五〇人の部員数である。これまでも合成洗剤追放運動や海岸清掃などの漁場環境保全運動をおこなってきた。これらに加えて、環境保全と資源活性化運動として、旧田老町内の青倉地区の青倉山(標高五五五m)に「婦人の森」を確保して植林運動を展開している。

年々水揚げが減少する中で、女性部が先進地視察や勉強会の活動で行き着いた結論は、海底の砂漠化や磯焼けに原因があること、さらに最大の原因が上流の山林、とくに広葉樹林の衰退にあることというものであった。

田老地区のコンブは北海道の利尻コンブと同じ、ワカメも良質である。その良質のコンブやワカメを食べて育つアワビなども栄養たっぷりの大粒の貝に育つ。これは、地先や沿岸の海の自然条件がもたらしているものだ

が、同時に森林から田老川・撰待川などを流れて運ばれてくる養分がもたらしているものである。植物性プランクトンも海藻類も、二酸化炭素・水・太陽の光に加えてチッソ・リン・カリウムという植物の栄養素で育つ。とくにチッソは、たんばく質をつくるために必要不可欠な栄養素である。しかし、植物性プランクトンは、体のなかに鉄分をとりいれていないと、チッソを体内にとりこむことができないのだという。その鉄分も水溶性でないと、植物性プランクトンは体内に取りこめない。水溶性の鉄分は、森林に降った雨などが岩石や土をわずかに溶かしながら、広葉樹林の腐葉土の中に溶けこんだりして作りだされるのだという。腐葉土という養分といっしょに、水溶性の鉄分は、河川を通して海に運ばれてくる。その植物性プランクトンや海藻類を食べて成長する貝類は、こうした自然の連鎖のなかで生きている。魚類も同じである。河川が上流から栄養分を運んでこない、この自然の連鎖は豊かにならない。

田老町漁協女性部の「婦人の森」植林運動は、ナラ、コナラ、ミズナラ、サクラなどの広葉樹を植林するものである。その実績は、九三年に一二〇本、九四年二五〇本、九五年三〇〇本、九七年五〇〇本、九八年八〇〇本・・と増えていった。九七年度には「全国豊かな海づくり大会」漁場環境保全の部で農林水産大臣賞を受賞し

た。

田老町漁協女性部のおかあさんたちは「池に小石を投げるようなもの」と語っているが、その波紋は着実に地域内外に広がっている。

漁業における地域の自然資源・漁業資源、自然環境を守る取り組みにはまなぶところが多い。

田老町漁家世帯員の変動状況

東京農工大学名誉教授 梶井 功

(一)

田老町漁協の「地域営漁計画書」(平成一九年三月三日作成)のなかに「養殖経営体の世帯員数及び就業者数」と題した五歳刻み年齢階級別の人数を男女別、就業者・世帯員別に平成七年と平成一七年について示した表があった。聞き取りによると就業者とは漁業従事者、世帯員とは「世帯員のうちで漁業に従事しない人」だということ。計画書の表を普通に概念する世帯員と世帯員のうちの漁業従事にわけ、たとえば平成七年に二〇〇〜二四歳だった人は平成一七年には三〇〇〜三四歳になっているから、平成七年の二〇〇〜二四歳層の人数と平成一七年の三〇〇〜三四歳の人数をくらべると、一〇年間のこの漁協での人の移動がわかる。その比較をしたのが**第1表**である。表の備考には、「一経営体の平均員数は平成七年は五・

〇〇人、平成一七年が五・三四人」と記載されていた。これから計算すると、経営体数は平成七年一三二戸、平成一七年一〇五戸で、一〇年間に二七戸減ったことになる。減少率二〇・五%である。全国の個人漁業経営体の動きは一六三千戸から一二五千戸へ、二三・三%の減だから、全国傾向にくらべれば減少率は低い。

注目していいことだが、この表をつくる原資料になった「田老町養殖漁家の世帯員、漁業就業者構成」と名づけられた資料によると、漁家数は平成七年一三六戸、平成一七年一一一戸になっている。この数字からすると減少率は一八・四%と更に低くなる。田老町の養殖漁業は、他地域の漁家漁業よりはしっかりしているということになるのか。

世帯員も六六一人から五六一人へ、一四〇人減少して

第1表 田老町漁家の世帯員の年齢階級別就業構造の変化

年齢区分		世帯員									漁業従事者									
		計			男			女			計			男			女			
H7	H17	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	
～14歳	～24歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
15～19歳	25～29歳	78	103	+25	39	47	+8	39	56	+17	0	2	+2	0	2	+2	0	0	0	±0
20～24歳	30～34歳	58	51	△7	27	25	△2	31	26	△5	1	6	+5	1	5	+4	0	1	+1	
25～29歳	35～39歳	32	30	△2	13	13	±0	19	17	△2	4	9	+5	4	7	+3	0	2	+2	
30～34歳	40～44歳	26	29	+3	15	13	△2	11	16	+5	12	14	+2	9	8	△1	3	6	+3	
35～39歳	45～49歳	40	38	△2	18	18	±0	22	20	△2	17	21	+4	7	10	+3	10	11	+1	
40～44歳	50～54歳	48	34	△14	24	18	△6	24	16	△8	24	23	+1	11	12	+1	13	11	△2	
45～49歳	55～59歳	48	45	△3	25	20	△5	23	25	+2	39	42	+3	18	19	+1	21	23	+2	
50～54歳	60～64歳	58	50	△8	33	30	△3	25	20	△5	50	47	△3	28	28	±0	22	19	△3	
55～59歳	65～69歳	35	30	△5	20	18	△2	15	12	△3	32	28	△4	20	18	△2	12	10	△2	
60～64歳	70～74歳	51	35	△16	20	15	△5	31	20	△9	49	34	△15	19	15	△4	30	19	△11	
65～69歳	75～79歳	48	30	△18	27	13	△14	21	17	△4	46	28	△18	27	13	△14	19	15	△4	
70～74歳		59	40	△19	25	15	△10	34	25	△9	47	31	△16	20	11	△9	27	20	△7	
75～79歳	80歳～	31			16			15			20			12			8			
80歳～		25	46	△34	10	19	△17	14	27	△17	8	18	△11	5	11	△7	3	7	△4	
計		24			10			15			1			1			0			
		661	561	△100	322	264	△58	339	297	△42	350	303	△47	182	159	△23	168	144	△24	

いる。減少率は一五・一％。戸数減少率よりは更に低い。世帯員の減少は、H七年一四歳未満・H一七年二四歳未満とH七年二五～二九歳・H一七年三五～三九歳層以外の全年齢層にわたっている。H七年一四歳未満・H一七年二四歳未満の増は出生増がほとんどであろう。H七年二五～二九歳・H一七年三五～三九歳層の増は男性二減、女性五増の差引の結果であるか、お嫁さんがよからきての増と考えてよさそうである。

第1表で注目してほしいもう一つの点は、漁業従事者の動きである。平成七年の漁業従事者三五〇名は、平成一七年には、三〇三名に減った。減少率一三・四％で、漁家減少率よりかなり低い。そして平成七年、四〇～四四歳・平成一七年、五〇～五四歳層を境に、増減がはっきり分れている。この層までは全階層でプラス、この層より上の年齢階層でマイナスとなっている。

平成七年年齢階級別漁業従事者数に対する平成一七年での年齢階級別増減率を示すと**第2表**のようになる。高齢者の減少率が高い。高齢者で減少率の高いのは、高齢引退及び死亡によるものであるが、若年層で漁業に新たに入る者があることは、漁家数自体が減少するなかでのことだけに注目していいことであろう。

この組合には特異な制度として、一八歳以下の組合員の世帯員はアワビ漁には従事していいという特認組合員

第2表 漁業従事者増減率

	増減率
0～14歳	$\frac{\%}{+ \sim (H7+2)}$
15～19歳	+500.0
20～24歳	+125.0
25～29歳	+16.7
30～34歳	+23.5
35～39歳	+4.2
40～44歳	+7.7
45～49歳	△6.0
50～54歳	△12.5
55～59歳	△30.6
60～64歳	△39.1
65～69歳	△39.0
70～74歳	} △37.9
75～79歳	
80歳～	

制度がある。アワビ漁は、ここの組合員にとってはワカメ、コンブにつぐ重要な収入源だが、ここのアワビ漁は、潜水してとるのではなく、船上から箱目鏡で海中をのぞいてアワビを見付け、船上からこれもまた箱目鏡でのぞきながら鉤のついた竿を操作してアワビを採るとい、甚だ熟練を要する漁法で営まれている。中学、高校の頃からの訓練が必要なのである。そこで特認組合員制度がつけられたのだが、その成果が若年層の新規漁業従事者増に結実しているとみていいのであろう。

(二)

ところで、前にちょっとふれておいたように、第1表の原本資料になった平成七年と平成一七年の組合員原簿の比較からは、この一〇年間に組合員戸数は一三六戸から一一一戸へ変っていた。二五戸の減少だが、この減少は平成七年には登録されていたが平成一七年には消えている者二九戸、平成七年には無かったが平成一七年には

第3表 漁協離脱世帯と新規加入世帯の世帯員の年齢構成及び漁業従事状況

H7	H7 離脱世帯						H17新規世帯					
	計	男	女	漁計	漁男	漁女	計	男	女	漁計	漁男	漁女
～14歳	14	9	5	0	0	0	8	5	3	0	0	0
15～19歳	9	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～24歳	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25～29歳	4	3	1	1	1	0	2	0	2	1	0	1
30～34歳	7	4	3	0	0	0	4	3	1	4	3	1
35～39歳	12	6	6	2	1	1	1	1	0	1	1	0
40～44歳	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45～49歳	8	4	4	4	1	3	0	0	0	0	0	0
50～54歳	5	2	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0
55～59歳	16	5	11	15	4	11	0	0	0	0	0	0
60～64歳	12	10	2	12	10	2	1	0	1	1	0	1
65～69歳	13	7	6	12	7	5	2	1	1	0	0	0
70～74歳	7	3	4	7	3	4	0	0	0	0	0	0
75～79歳	6	2	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
80歳～	10	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	136	70	66	59	31	28	18	10	8	7	4	3

第3表付ア 離脱世帯と持続世帯の
高齢者率、若齢者率

	離脱世帯	持続世帯
(1) 65歳以上人数	36人	103人
(2) 19歳以下人数	23人	113人
(3) 世帯員計	136人	525人
高齢者率 (1)÷(3)×100	26.4%	19.6%
若齢者率 (2)÷(3)×100	16.9%	21.5%

離脱世帯の数値は第3表から
持続世帯の数値は第4表から

第3表付イ 離脱世帯・持続世帯の漁業従事者構成

		(1) 世帯員計	(2) 漁業従事	(3) 割合 漁業従事	(4) の年齢構成 漁業従事者
離脱世帯	～19歳	23	0	0	0
	20～44歳	36	3	8.3	5.1
	45～64歳	41	34	82.9	57.6
	65歳～	36	22	61.1	37.3
	計	136	59	43.4	100
持続世帯	～19歳	113	1	0.9	0.3
	20～44歳	158	93	58.9	32.0
	45～64歳	151	143	94.7	49.1
	65歳～	103	54	52.4	18.6
	計	525	291	55.4	100

(3)=(2)÷(1)×100

離脱世帯の数値は第3表から、持続世帯の数値は第4表から

ある者四戸の差引で二五戸の減になったことがわかる。この二九戸と四戸の年齢階層別世帯員数と漁業従事者数を示すと第3表のようになる。漁業従事者五九人を含む一三六人がこの一〇年の間に養殖漁家世帯ではなくなり、七人の漁業従事者を含む一八人の世帯員のいる世帯が新たに養殖漁家世帯になったということだが、コーホート分析はこの異動を取り除いた集団について行なうの

が筋だから、第1表からこの第3表の数字を除いた第4表を以下見ることにするが、その前に第3表で気づいたことを一、二コメントしておきたい。一つは、離脱世帯は高齢者比率が高いということ。六五歳以上の比率は二六・五％になる。持続世帯の六五歳以上比率は一九・六％だから、離脱世帯とはかなりの差がある。反面は離脱世帯一九歳以下比率一六・九％に對

第4表 田老町漁家世帯の年齢階級別就業構造の変化（修正表）

年齢区分		世帯員									漁業従事者								
		計			男			女			計			男			女		
H7	H17	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減	H7	H17	増減
～14歳	～24歳	64	95	+31	30	42	+12	34	53	+19	0	2	+2	0	2	+2	0	0	±0
15～19歳	25～29歳	49	51	+2	25	25	±0	24	26	+2	1	6	+5	1	5	+4	0	1	+1
20～24歳	30～34歳	26	30	+4	10	13	+3	16	17	+1	4	9	+5	4	7	+3	0	2	+2
25～29歳	35～39歳	22	27	±0	12	13	+1	10	14	+4	11	13	+2	8	8	±0	3	5	+2
30～34歳	40～44歳	33	34	+1	14	15	+1	19	19	±0	17	17	±0	7	7	±0	10	10	±0
35～39歳	45～49歳	36	33	△3	18	17	△1	18	16	△2	22	22	±0	10	11	+1	12	11	△1
40～44歳	50～54歳	41	45	+4	19	20	+1	22	25	+3	39	42	+3	18	19	+1	21	23	+2
45～49歳	55～59歳	50	50	±0	29	30	+1	21	20	△1	46	47	+1	27	28	+1	19	19	±0
50～54歳	60～64歳	30	30	±0	18	18	±0	12	12	±0	29	28	△1	18	18	±0	11	10	△1
55～59歳	65～69歳	35	35	±0	15	15	±0	20	20	±0	34	34	±0	15	15	±0	19	19	±0
60～64歳	70～74歳	36	29	△7	17	13	△4	19	16	△3	34	27	△7	17	13	△4	17	14	△3
65～69歳	75～79歳	46	38	△8	18	14	△4	28	24	△4	35	31	△4	13	11	△2	22	20	△2
70～74歳	80歳～	24	46	△11	13	19	△8	11	27	△3	13	18	△1	9	11	△2	4	7	+1
75～79歳		8			10			5			3			2					
80歳～		6			9			1			1			0					
計		525	543	+18	252	254	+2	273	289	+16	291	296	+5	151	155	+4	140	141	+1

し持続世帯二・五%が示すように若齢者比率が離脱世帯は低いことである（第3表付ア）新規世帯は若夫婦世帯が多いことに注目すべきだろう（第3表）。

もう一つは漁業従事者の年齢構成である。持続世帯も離脱世帯も漁業従事者の主体は四五～六四歳のところにあるが、持続世帯では二〇～四四歳の漁業従事者が三二%もいるのに、離脱世帯では僅か五%でしかないということである。若者がいなくなったわけではない。離脱世帯ではこの年齢層では八・三%しか漁業に従事しなかったのに対し、持続世帯のこの年齢層では五九%が漁業に従事していた。その反面が離脱世帯の漁業従事者の三七%が六五歳以上であり、持続世帯では一八・六%でしかないということである。離脱世帯の漁業は老人が支えているのだが、その老人の高齢非労働力化、更には死亡で漁業を支える者がなくなつて養殖業から離脱することになった、という姿をこの表からは読み取っていいだろう。

（三）

第4表で第一に注目すべきは、世帯員総数の増である。第2表では出生数による増と考えていいH七一年一四歳未満・H一七年二四歳未満層の増二五人では、死亡が大部分と思われるH七、七〇歳以上・H一七、八〇歳以上層の減三四人を補うことができなかつた。が、第4表ではH七、一四歳未満・H一七、二四歳未満の増三一人

第4表付 持続漁家世帯の漁業従事割合の変化

		世帯員数		漁業従事者数		漁業従事者割合	
		H7 (1)	H17 (2)	H7 (3)	H17 (4)	H7 (5)	H17 (6)
世帯員計	年齢区分 I	139	176	5	17	3.6	9.7
	〃 II	182	189	135	141	74.2	74.6
	〃 III	101	94	97	89	96.0	94.7
	〃 IV	103	84	54	49	52.4	58.3
	計	525	543	291	296	55.4	54.5
男子	年齢区分 I	65	80	5	14	7.7	17.5
	〃 II	92	95	70	73	76.1	76.8
	〃 III	50	46	50	46	100.0	100.0
	〃 IV	45	33	26	22	57.8	66.7
	計	252	254	151	155	59.9	61.0
女子	年齢区分 I	74	96	0	3	0	3.1
	〃 II	90	94	65	68	72.2	72.3
	〃 III	51	48	47	43	92.2	89.6
	〃 IV	58	51	28	27	48.3	52.9
	計	273	289	140	141	51.3	48.8

備考 年齢区分 I
 ~H7・20~24・H17・30~34
 年齢区分 II
 H7・25~29・H17・35~39~H7・45~49・H17・55~59
 年齢区分 III
 H7・30~34・H17・40~44~H7・60~64・H17・70~74
 年齢区分 IV
 H7・65~69・H17・75~79~
 (5)=(3)÷(1)×100、(6)=(4)÷(2)×100

大きく示すと第4表付のようになる。壮年層のII、III年齢階級では漁業従事割合が変化していないとみていいが、若年層を示すIと老齢層であるIVの年齢階級で従事割合が高まっていること、それは男女を問わないことが注目される。

こうした世帯員の漁業従事の変化状況から、田老町の漁業は堅実に営まれているとみていい。

は、H七、七〇歳以上・H一七、八〇歳以上層の減一人を大きく上回るのももちろんH七、六〇~六四・H一七、七〇~七四歳層以上の年齢層での減二六人をも上回る。持続世帯では死亡減を上回る出生増があったとみていいのではあるまいか。

第二に注目すべきは、一〇年間の世帯員増は、出生増とみていいH七、一四歳未満・H一七、二四歳未満層だけでなく、H七、四〇~四四歳・H一七、五〇~五四歳層以下の各年齢層でH七、三五~三九・H一七、四五

~四九歳層だけを例外としてみられることである。それは男女を問わない。女子の場合は嫁入り増もあるだろうが、男子の場合は他出していた若者が「いえ」へ帰ってきたことをこの増は意味しよう。

漁業従事世帯員はH七、四五~四九・H一七、五五~五九以下層、とくに新卒労働力を含むH七、一五~一九・H一七、二五~二九歳層とH七、二〇~二四・H一七、三〇~三四歳層で増加数が多いが、そればかりでなくH七、四五~四九・H一七、五五~五九歳層以下の各年齢層で一、二名にせよ増えていることを注意しておこう。

漁協自営経営を通じた担い手確保の構想

—田老町漁協の挑戦—

東京大学教授 谷口 信和

1、協同組合が主導する経営による担い手育成 —農業と漁業における担い手問題の新段階

一般的にいえば、今日の日本においては家族経営のシエアが比較的高い産業部門では就業者の高齢化と後継者不足が深刻化し、家族経営の企業経営による代替が程度の差はあれ、着実に進行している。

そうした事態が先行している農業では、家族経営の後退を通じた地域農業の衰退を食い止めるべく、家族農業経営者の自主的な組織としてのJA（農協）が自ら出資する農業生産法人を立ち上げ、地域農業の「最後の担い手」としての役割を担うケースが一九九三年を起点として各地で誕生し、二〇〇〇年以降はそれが加速化している。(1)しかし、近年は単に自らが「最後の担い手」であるだけでなく、地域農業における多様な担い手の一つ

に止まりながら、他の担い手の育成・支援の役割を担う、地域農業の「最後の守り手」という新たな位置づけをもった法人が増加しており、JA出資農業生産法人の新たな発展段階を告知しつつあるといつてよい。(2)

これとは対照的に、漁協の場合は農協とは異なってもともと定置漁業権などに基づいて自ら漁業を営む権利を有しているため、漁業と水産物の加工・販売などの事業を兼営することが可能であった。したがって、家族自営漁業の漁協による包括的な代替は以前から制度的に可能であり、実態的にも各地で進展していたといつてよい(ただし、加工と比べると販売を単協が担うことは余り多くはない)。しかし、今回の調査対象となった田老町漁協では、家族自営漁業の代替という役割を超えて、こうした漁協自営経営による新たな家族自営漁業の育成・支援を目指すプロジェクトが実施段階に入りつつあった。換言

すれば、漁業もまた農業と同様に家族経営の危機への対応として、自営か出資かという差違を含みつつも、協同組合が独自の経営体を利用して、担い手Ⅱ家族経営を育成する段階に入ったということができているのではないか。

本稿は以上のような問題意識に基づいて、田老町漁協における「養殖ワカメ漁業から始まる夏定置網漁業との複合自営事業の実施計画」についての紹介を行いながら、その意義を検討することにした。

2、漁業経営における後継者問題と田老町漁協

沿岸漁業を主体とする田老町漁協は有数の先進漁協であるといつてよい。実際、表1に示したように、個別漁業者からなる養殖経営体（わかめ・こんぶ）の男子就業者構成について、一九九五年度の年齢別実数を一〇歳スライドさせて、二〇〇五年度の実数と比べてみると、厳密な意味でのコーホート分析ではないが、六〇歳未満では全ての年齢区分で就業者数が増加していることが分かる。つまり、この一〇年間に六〇歳未満の全階層で新規就業者があったことになるからである。

しかし、同じ期間に就業者数が二三人（一二・六％）も減少したこと、さらに、一九九五年度には六四・三％あった六〇歳未満の割合が、二〇〇五年度には五七・二％へと七・一％も低下したことは、田老町漁協において

も着実に高齢化と後継者不足が進行していることを窺わせるものといふべきであろう。

3、田老町漁協における漁業生産の動向と周年就業問題

それではこうした就業者の高齢化と後継者不足は地域の漁業生産の動向にどのような影響を与えているのであろうか。

表1 養殖経営体の就業者構成（男子）

年齢区分	1995年	10歳スライド	2005年度
～19	1		1
20～29	13	1	6
30～39	18	13	15
40～49	46	18	22
50～59	39	46	47
60～69	47	39	33
70～79	17	47	24
80～	1	18	11
計	182	182	159

（注）10歳スライドとは1995年度の年齢区分のまま、10歳高齢化させた数字。
（出所）田老町漁協「地域営漁計画書」平成19年3月作成、により作成。

表2に田老町の漁業生産額の推移を示した。これによれば、第一に、田老町では組合員生産額が大宗を占めてはいるものの、近年その地位の低下傾向が著しく、二〇〇四年度の八一・五％から二〇〇八年度の六

表2 地域の漁業生産額の推移

年度		2004	2005	2006	2007	2008
生産額 (万円)	組合員生産額	106,235	97,599	103,652	107,949	104,611
	うち養殖わかめ	—	21,873	21,561	19,611	27,294
	うち養殖こんぶ	—	32,500	22,361	26,838	29,478
	うち天然あわび	—	19,447	34,927	36,786	18,692
	漁協自営生産	24,073	38,038	38,992	56,845	52,379
	うちさけ定置網	20,261	32,252	35,109	44,341	45,597
合計	130,308	135,637	142,734	164,794	156,990	
構成割合 (%)	組合員生産額	81.5	72.0	72.6	65.5	66.6
	うち養殖わかめ	—	16.1	15.1	11.9	17.4
	うち養殖こんぶ	—	24.0	15.7	16.3	18.8
	うち天然あわび	—	14.3	24.5	22.3	11.9
	漁協自営生産	18.5	28.0	27.3	34.5	33.4
	うちさけ定置網	15.5	23.8	24.6	26.9	29.0
合計	100	100	100	100	100	

(出所) 田老町漁業協同組合の概要(平成20年度)などによって算出。

表3 わかめ・こんぶの養殖経営体数と規模の推移

年度		2005	2006	2007	2008	2009
経営体数	A	112	109	102	97	93
わかめ施設	千 m	130.2	129.9	128.1	124.1	121.3
こんぶ施設		125.1	125.3	123.4	119.9	117.3
施設計	B	255.3	255.2	251.5	244.0	238.6
	B/A	2.28	2.34	2.47	2.52	2.57

(出所) 田老町漁業協同組合の概要(平成20年度)により、一部筆者算出。

六・六%にまで落ち込んでいることが明らかである。

第二に、組合員生産額の中では天然あわびと養殖こんぶが双壁をなしているが、養殖干しこんぶは乾燥機の燃料代、水道光熱費、人件費等の経費が嵩むため、所得ベースでは養殖わかめに後塵を拝している。したがって、

田老町の漁業者にとっては養殖わかめと天然あわびが最有力の所得源となっているということが出来る。実際、二〇〇四年からは「真崎わかめ」と「活あわび」にトレーサビリティシステムが導入されているほか、養殖わかめのポイル塩蔵加工品である「真崎わかめ」は二〇〇八年二月に地域団体商標を取得しており、いわて生協のPB商品となっているほか、イトーヨーカ堂やイオン東北カンパニーで販売されている。

しかし、第三に、これらの養殖わかめ・こんぶ、天然あわびは組合員の高齢化にともなう労働力減少と漁場環境の急変により、毎年の漁獲量の変動が著しく、安定した収益源とはなりきれていない問題を抱えている。

これとは対照的に、第四に、漁協が自営す

るさけの定置網漁業は安定的に生産額を伸ばしており、生産額に占める割合を二〇〇四年度の一八・五%から二〇〇八年度には三三・四%にまで高めている。すなわち地域漁業における漁協自営経営の意義が飛躍的に拡大したのである。

そこで、こうした組合員の家族自営漁業の中心となっている養殖わかめ・こんぶの経営体の動向を表3で確認しておこう。これによれば、第一に、表1で示されたような六〇歳未満層の新規就業者数の増加にもかかわらず、養殖経営体数は二〇〇五年度の一一二から二〇〇九年度には九三へと、一九経営（一七・〇%）も減少している。

とはいえ、第二に、一経営体当たりの施設は合計で同期間に二二八〇mから二五七〇mへと一二・七%も規模拡大していることも事実である。

しかし、第三に、施設の合計は同期間に二五五・三kmから二三八・六kmに六・五%も減少しており、規模拡大した経営体だけでは養殖施設の維持ができず、虫食いや状態が広がっている養殖組合が存在していることになる。

4、漁協直営経営を通じた担い手確保の構想

以上のような家族自営漁業における就業者の高齢化、後継者不足、経営体数後退の背景にはこれらの経営体の

販売額が小さく、所得水準が低いという現実がある。

二〇〇五年度の数字と思われる漁協のデータによれば「地域営漁計画書」二〇〇七年三月三〇日策定、一〇五の養殖経営体の平均販売額は五四三・六万円、わかめ養殖主体の場合は二七五・一万円、こんぶ養殖主体五七・〇万円、採介藻漁業主体三〇四・八万円に止まるだけでなく、販売額六〇〇万円未満が六六・六%に達している実態がそれを如実に物語っているといっていよいであろう。

「地域営漁計画書」はこのような状態を生み出している養殖漁家の年間就業構造と収入の関連を図1のように示し、打開の道筋を以下のように提起している。

すなわち、第一に、主力の養殖わかめ生産（収穫）が三月上旬から四月中旬に集中し、労働時間が深夜から長時間に及ぶことが着業者と後継者が増えない主要因だとしている。

そこで、第二に、これまでの「塩蔵ボイルわかめ」を重点とした生産から、需要構造の変化に対応して「生食わかめ」生産へシフトするため、「春いちばん」を一月中旬から二月下旬に収穫することによって、養殖わかめの収穫期間を大幅に長期化し、一日当たりの労働時間を縮小する。

このために、第三に、漁協の種育苗成施設で春いちば

図1 養殖漁家の年間就労と収入の現状

漁業種類	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
わかめ養殖	養成管理(間引き)				収穫				採苗器制作				資材補修・種苗の管理				養成管理							
こんぶ養殖	春いちばん収穫				養成網の掃除・補修				採苗				巻込み											
天然わかめ					収穫																			
天然うに									漁獲															
天然こんぶ													収穫											
天然あわび																	漁獲							
収入(精算)					養殖わかめ				うに				天然こんぶ				あわび							
					天然わかめ				養殖生こんぶ				養殖干こんぶ											
収入のない月	●				●																			

(出所) 田老町漁業協同組合「地域営漁計画書」平成19年3月作成、に基づき、一部追加した。

図2 自営定置網漁業と養殖ワカメの年間稼働形態

区分	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
定置網	秋網切揚						取付業		「夏網自営班」での佐賀部漁場で夏網操業 *水揚量や作業内容により臨時雇(日雇)で対応する。		夏網班で秋網の準備(網資材・漁船など)		雇用替え		秋網取付											
	秋網																									
め養殖わか	養成管理(雑草駆除・間引き)				刈り取り(収穫)				採苗器				採苗				種苗巻込				養成管理					
	春いちばんも出荷(15日程度)				養成網の掃除・補修				資材の補修・改良・種苗の掃除・管理				自営チームは組合員の養殖保全(切断・絡み・ブロック投入・セイコキ落とし)				「お助け隊」として活動する。									
区費分金支払	秋網																									
			養殖部門から75日程度						夏定置網部門から賞金支給(水揚額の5%加算あり)100日程度																	

(出所) 田老町漁協「養殖ワカメ漁業から始まる夏定置網漁業との複合自営事業の実施計画(修正案)」平成21年9月25日、により、一部修正の上で引用。

人用の促成わかめ種苗を供給する体制を構築する。

以上の成果として、第四に、これまで収入のない一〜二月の収入確保を図る、というのがそれである。

具体的な数字を伺うことはできなかったが、これまでのところ、生食用わかめへのシフトは目標より低い実績しか達成されていないとのことであった。その原因は秋の海水温が高いため、促成わかめ種苗を適期に播くことができないからであるという。

ところで、「地域営漁計画書」は養殖わかめを対象とした計画書であり、図1に示された、もう一つの収入のない月である九〜一〇月の対策は直接的には提起されていなかった。この計画書の最後に特記すべき事項として示された「自営定置網乗組員

の雇用安定（拡大）による養殖漁業の担い手育成」という方針こそ、二〇〇九年六月一日に初めて提出された「養殖ワカメ漁業から始まる夏定置網漁業との複合自営事業の実施計画」ということになる。

ここでは目的として、第一に、安定した周年雇用の場をつくり、青年漁業者を育成して地域漁業の振興を図ることが掲げられている。注目すべき点は農業においても、JA出資法人等では周年の農業の実現を通じた周年就業が大規模経営における喫緊の課題として認識されていることであり、⁽³⁾ 一部の大規模土地利用型農業生産法人では「米＋麦・大豆＋毛作」型経営としてこうした課題が実現されていることが明らかになりつつあることであろう。⁽⁴⁾

第二に、夏定置網の操業と自営養殖わかめの「複合自営事業」の周年雇用により、定置網技能者と養殖漁業者を養成することが提起されている。ここでも注目されるのは、先に農業においてもみられたように、周年就業が漁業（一次）と加工（二次）との組み合わせといった形で追求されているのではなく、周年の漁業の実現を通じて追求されている点である。

第三に、養殖生産増強のために養殖漁業兼業乗組員の養殖こんぶ生産期間の確保と、毎年の秋定置網漁業の早期網入れを行う準備をすることが提起され（夏定置網と

秋定置網の雇用は区分する）、これが第四の、養殖わかめ生産量の確保と養殖漁業の担い手育成を行うことに結合されている点である。すなわち、一方では、秋定置網乗組員であって、秋定置網の「休みの時間」や「休日」を活用して、自家の養殖漁業に従事する者に対しては、養殖漁業者における九～一〇月の収入欠如を克服する可能性を与えるところにも、他方では秋定置網乗組員であって、自家養殖漁業に従事しない者に対しては漁協自営の養殖わかめ漁業への従事（賃金支給）を通じて、養殖漁業の担い手育成を図ろうとすることが企図されているのである。漁協自営経営を通じた養殖漁業の担い手育成方策がそこにあるといつてよいであろう。

そして、第五に、量販店（イトーヨーカ堂・いわて生協等）での鮮魚の産直販売により、付加価値販売を進めることが謳われている。

重要な点は漁協の養殖漁業自営が単に家族自営養殖漁業の代替の役割を果たすのではなく、むしろ、それらの担い手を育成する手段として位置づけられていることであろう。こうした実験は依然として構想から実践に移行する段階に止まっているから、その帰趨についての性急な判断は慎むべきであろうが、極めて意欲的で挑戦的な内容をもっていることだけは確かである。いずれにしても、漁業と農業という異なる産業部門において、類似の

取り組みが行われつつあることは、家族経営の今後の帰趨を考える上でも極めて興味深い。実験の行方を暖かく見守ることが必要であろう。

(注)

(1) JA(農協) 出資農業生産法人に関する包括的な検討は、

谷口信和・李侖美『JA(農協) 出資農業生産法人』農

山漁村文化協会、二〇〇六年を参照されたい。

(2) JA 出資農業生産法人における地域農業の「最後の守り手」

という位置づけについての問題提起は、JA 全中『農政

転換下におけるJA 出資型農業生産法人の到達点と今後

のあり方をめぐって』二〇〇九年七月、一二一〜一二二

ページを参照のこと。

(3) 前掲書、五一〜五二ページ。

(4) 李侖美「土地利用型農業生産法人における周年就業の実現

―「米+麦・大豆+毛作」型大規模水田農業の形成・成

立―』『農業研究』第二二号、日本農業研究所、二〇〇九

年十二月、二四九〜二九八ページ。

ワカメ自営加工場の意義と課題

東京大学准教授 矢坂 雅充

1、はじめに

宮古市田老地域は天然ワカメの産地として古くから知られていた。しかし長い間、ワカメ業界では高く評価されていた田老町の素干しワカメの多くは、全国ブランドとしての知名度を獲得していた「鳴戸わかめ」の原料として使われていた。せっかく良質のワカメが生産されても、優良産地として安定的な供給量と高い品質を確保するだけでなく、最終製品を自ら製造・供給しなければ、消費者の評価が反映された有利販売は実現されない。こうして漁協独自のワカメブランドを構築するために、昭和四九年、自営加工場にワカメ加工設備が設置され、翌五〇年から塩蔵ワカメの製造が始まった(注1)。組合員が生産した生ワカメを買い取り、漁協が塩蔵などの加工部門を担うようになったのである。

ワカメのブランド化のために始まったワカメ加工事業も、ワカメ生産を取り巻く環境変化のなかでさまざまな

役割を引き受けてきている。ワカメ養殖生産者の加工作業を肩代わりすることで、高齢の生産者であっても生産活動を続けられるようになり、ワカメ生産の維持が図られる。また地元での雇用の場が得られるようになり、加工場での雇用も漁家の生活基盤を支えるものとして評価されている。

JFたろう(田老町漁業協同組合)のワカメ加工事業は、定置網事業とならば自営事業として、現在では漁協経営と組合員の経営を支える中核的な部門になっている。委託販売事業と異なって、自営事業には当然ながら経営リスクがともなう。JFたろうはビジネスとしてのワカメ加工事業の効率化や収益性向上を図りながら、組合員の漁業経営支援に貢献するという二兎を追いかけてきた。以下、本稿では漁協が努力を積み重ねてきたワカメ自営加工事業の意義・成果を整理するとともに、アウトソーシングの受け皿としての加工事業の基本的課題について検討することにしよう。

2、ワカメ加工事業の現状

ワカメの塩蔵加工は、搬入された生ワカメをポイル、冷却、塩漬け、脱水(圧搾)、冷蔵保管したのち、芯抜き、脱水、袋詰めといった工程で製品化される。収穫された生ワカメは、その日のうちにポイルされなければならぬ。養殖ワカメの収穫時期は三月二〇日から四月一〇日までのほぼ二〇日間であり、加工場のポイル能力は日量一〇〇〇〜二〇〇トンなので、ワカメ加工の上限は二、〇〇〇トンほどになる。収穫量が増えれば、稼働時間を延長して処理しなければならない。もっともその後の冷却・塩漬けといった作業能力の制約もあり、ポイル作業の延長も長く続けることはできない。すぐあとにみるように、ワカメ加工場はほぼフル稼働の状況にある。

平成二〇年度の加工場の総売上額は一〇億一、六五十一万円、うち塩蔵ワカメ売上額は七億六、五二〇万円で総売上額の七五%を占めている。一〇年ほど前は六〇%程度であったが、ここ数年は七〇%を上回っている。ところコンブなどの加工も行っているが、塩蔵ワカメ加工が事業の中心となっている。

原料となるワカメは大半が養殖ワカメで二、一八四トンが買い付けられている(注2)。そのうち三四〇トンあまりが原藻のまま転売されているので、実質的な買取量は

一、八四二トンとなる。過去一〇年ほどの買取量は一、八〇〇〜二、一〇〇トンほどで推移しており、加工場の処理能力のほぼ上限に近い水準となっている。

天然ワカメも三九六トンが買い取られているが、年々の買取量は一三〇〜三七〇トンで変動幅が大きい。安定的なワカメ加工事業は養殖ワカメ生産に支えられているといえよう。ほかの買取品目はわずかであり、養殖ワカメのクキ・メカブ一九七トン、塩蔵養殖ワカメ一トントンなどである。

このように塩蔵ワカメ製造によって事業規模を拡大してきた加工事業の事業利益は、いくつかの年度を除いて五、〇〇〇〜七、〇〇〇万円を確保してきたが、最近は量販店などでのワカメの安売りの影響を受けて伸び悩んでいる。それでも平成二〇年度の事業利益は四、七〇〇万円ほどで、定置網事業の一億二、一五〇万円、サケふ化・特採事業の四、六〇〇万円とならんで、JFたろうの経営を支える収益事業となっている。(注3)

3、自営加工場の役割と意義

(1) 養殖ワカメの高買取価格の確保―ワカメ生産所得の維持

生産者からの養殖生ワカメの買取価格は、周囲の買付相場価格よりやや高めの価格で最終精算されるように

設定される。組合員にできるだけ高い買取価格を提示するのは協同組合として妥当なことであるように思われるが、それはむしろJFたろうが、平成七年に養殖ワカメの全量買取・加工による一元集荷・販売方式を導入したからであるといえよう。協同組合といえども、組合員に組合への出荷販売を義務づけることはできない。農産物の販売先は、農協への出荷を含めて組合員の自由な選択に委ねられているからである。

そこで、JFたろうは買取価格を引き上げて、養殖ワカメの全量買取を担保しようとしたといえよう。全量買取はのちにみるように、真崎ワカメのブランドとしての評価を高めるためでもあるが、それは次のように、自営加工場の効率的な運営を図るためでもあった。

つまり、一つは、加工場における生ワカメ処理量の平準化である。収穫期を遅らせるほどワカメも成長して重量が増すので、生産者はできるだけ遅く収穫しようとする。四月後半になると、ワカメに病虫害が発生することも多くなるうえに、この時期に加工能力を超えた生ワカメが加工場に持ち込まれると、加工場がパンク状態に陥ることになる。加工場の処理能力をフルに活かすためには、収穫期間中のワカメの収穫量を平準化しなければならない。

そこで収穫期をいくつか分割して、収穫期間中のワ

カメの増体度合いを示す値立係数に応じて、買取単価は収穫期初期の一期から徐々に低くなり最終期に最低価格になるように設定される。たとえば、平成二一年度は三月六日から四月一五日の収穫期間を五期に分け、買取価格（最終精算価格）は一期の一六〇・六〇円/kgから五期の一〇二・八〇円/kgへと低下するように設定された。値立係数は一・六とされ、一期の買取価格は五期のそれの一・六倍となっている。実際のワカメの増体度合いにくらべて値立係数は小さく設定されてきたが、近年は係数の設定を実態に近づけた価格表が提案されている。

二つは、促成種苗の導入による収穫期間の引き延ばしである。加工場の加工処理能力の制約のもとで加工数量を増やすためには、二〇日間程度の養殖ワカメの収穫期間を長くする必要がある。漁協の施設で生産される促成種苗を利用すると、三月初旬から収穫が可能なり、収穫期間を二週間ほど引き延ばすことができる。買取価格体系を促成種苗と自家採取種苗で区分して設定して、促成種苗の利用を促してきた。病虫害発生のリスクなどの制約もあるが、現状では生産量の二割程度が促成種苗による養殖ワカメになっている。

また養殖ワカメの収穫期間の長期化は、生食ワカメの生産によってもすすめられている。従来の間引きワカメ

を、生ワカメ「春いちばん」として商品化することで、三月以前のワカメ収穫が可能になる。この期間は、養殖コンブを主として養殖ワカメ、採介藻、アワビ・ウニ漁を行っている養殖漁家にとって所得が得られない時期であり、養殖漁家の所得安定化、収穫作業負担の軽減にも寄与することになる。「春いちばん」の生産による養殖施設一台（二〇〇m/台）あたりのワカメ販売金額は、塩蔵仕向けワカメのそれよりも若干低くなるが、三月以前の収穫によって養殖ワカメ生産の拡大に期待が寄せられている（注4）。

(2) ワカメ加工作業のアウトソーシング

ワカメ加工をJFたろうの加工場が全面的に行うようになり、養殖漁家の労働負担は大きく軽減された。ワカメを原藻のまま漁協に販売すればよいからである。自営加工場は生産者にとってもはや必要不可欠のアウトソーシング組織になっているといえよう。生産者が自ら生ワカメを塩蔵加工する場合に比べて、ワカメから得られる所得は減少するものの、別稿で指摘されているように、原藻のまま漁協に販売するワカメのコスト率（家族労賃を含まない）は二〜三割程度であり、養殖漁家ではコンブによる所得を上回っている。ワカメ生産のための労働負担が軽減されたことで、あとにみるように、養殖漁家は高齢化するにつれてワカメ生産中心の経営になってい

く。自営加工場は養殖漁家にとって欠かせないパートナーになっている。

(3) 塩蔵ワカメのブランド化と販路拡大

自営加工場での塩蔵ワカメ製造は、すでにみたように田老地域で生産される良質なワカメのブランド化を念頭においたものだった。漁協では塩蔵ワカメ製造とほぼ同時に、昭和四九年度から「真崎わかめ」というブランドで塩蔵ワカメを販売するようになる。盛岡市民生協（いわて生協の前身）の店頭で協同組合間提携の商品として販売してきた「真崎わかめ」は、昭和五〇年からは定番の産直品となった。いわて生協との取引は現在も続いており、プライベート商品「コープ真崎わかめ」として販売されている。

田老町の真崎ワカメは、塩分含有率が三〇%以下に抑えられているので、水に戻したときにワカメの増える比率が高い。良質な原藻を原料としているので味への評価も高く、自営加工場での一括加工処理によって品質が一化し、計画的な出荷も容易になり、新たな販路の開拓が進められることになった。

平成七年に養殖生ワカメの全量買取・加工による一元集荷・販売方式が導入され、漁協はいっそう積極的なワカメ販売活動が要請されることになる。地元や東北地区の小売業者だけでなく、首都圏の大手量販店にも働きか

けて、定番商品として取り扱われるようになった。

平成一七年度の主な販売先別の売上げ実績をみると、東北地区の小売販売四四・〇%、生協などでの産直販売二九・八%、大手量販店などへの大卸販売二二・二%、ギフト用などの宅配販売四・〇となっている。販路の拡大によって販売量を増やしてきたことが理解される。

もっとも近年、輸入ワカメの増大などで廉価な塩蔵ワカメが多く出回るようになり、「真崎わかめ」も小売市場で苦戦を強いられている。「真崎わかめ」は原藻の価格が高く、卸価格の引き下げにも限度がある。販売数量の減少によって、ワカメの過剰も生じている。塩蔵での販売が見込まれないワカメは、生ワカメとしてワカメ専門卸業者に転売されている。加工したワカメの販売は在庫処分とみなされ、不利な条件での取引になる可能性があるからである。低価格品との競合のなかで、ブランド品としての評価を維持・強化していくための取組が模索されている。

(4) 養殖漁家の労働負担軽減

高齢化が顕著になってきている農業従事者ほどではないが、JAたろうの組合員である漁家労働力も、高齢化が着実に進んでいる。平成七年度と平成一七年度の組合員の年齢別構成を比較した前掲の梶井論文の第1表によれば、平成七年度の主な就業者階層であった男子の四〇歳

代、女子の五〇歳代の就業者は、一〇年後には五〇歳代あるいは六〇歳代になって中核的な就業者になっていることがわかる。さらに、いま一つの主要な就業者階層であった六〇歳代の就業者も、その多くが就業者として生産活動に従事しており、残りも世帯員として補助的な作業に従事していることが窺われる。七〇歳以上の高齢者も重要な漁業従事者として位置づけられている。とくに女子では六五歳以上の就業者が相当のシェアを占めていて、摘採されたワカメの仕立て作業をはじめとして、陸上作業はもっぱら女性の労働に依存していることが理解されよう。

逆に、自営加工場がワカメの加工作業を肩代わりしてきたので、かなりの高齢に達してもリタイアせず、生産規模を縮小しつつも養殖生産に従事し続けることが可能になっている。八〇歳代でも漁業に従事している就業者や世帯員が多いことには驚かされる。高齢化しつつある養殖漁家が生産活動をより長く継続していくためには、養殖生産の作業負担を軽減していくことが欠かせなくなっているのである。現在六〇歳代の養殖生産者が、あと一〇年あるいは一五年経っても養殖ワカメ生産を続けていくためには、漁協の自営加工場が高齢漁家の労働負担をどこまで負担できるかに依っていると見えそうだ。

(5) 雇用の場の確保

自営加工場では三五〇～三六人が周年雇用あるいは期間雇用として従事している。組合員に限らず町内の住民が従事しており、地元での雇用機会が限られているなかで、加工場は大きな雇用の場を提供している。加工場の事業維持・拡大は雇用対策としても期待されるようになっている。

他方、自営の定置網事業に従事する四〇名ほどの乗組員の安定的な確保が懸念されるようになってきている。定置網作業に季節雇用として従事する乗組員の賃金は、おおよそ二五〇万円ではない。養殖コンブ・ワカメやアワビ・ウニ漁で所得を補わなければ、生計を立てることは難しい。周年雇用のもとで安定的な所得が得られるようになり、季節雇用を組み合わせながら周年での就業の場を提供することも検討されている。

漁協は定置網やワカメ・コンブ加工という自営事業の収益を確保し、漁協経営を支えていく事業戦略を立てていく一方で、自営事業をつうじた地域の雇用対策への貢献や、事業に欠かせない従業員のリクルートにも留意せざるを得なくなっている。住民の高齢化や若年労働者の減少などが進展し、必要な労働力が容易に手当てできる環境ではなくなってきているのである。自営事業を展開

する漁協にとつて、雇用の確保は内外から注目される機能になっている。

4、おわりに

JFたろうが自ら加工施設を保有し、ワカメの塩蔵加工などの最終製品を製造して、安定供給と品質の向上を図ってきた努力の積み重ねが、田老地域のワカメを生協や量販店などで評価される「真崎わかめ」というブランドを育ててきた。ワカメの受託販売ではなく、全量買取によって原料調達から製品出荷までの流れをコントロールして、小売業者の評価を得てきた取組は高く評価されるべきであろう。加工事業の展開をつうじて、JFたろうはワカメの仕入から販売にいたるまでのさまざまな段階での事業リスクを負い、企業との取引に欠かせないビジネスマインドを涵養してきたともいえよう。自営加工場の運営はJFたろうにとって重要な資産でありつづけることは間違いない。

これまでみてきたように、ワカメ加工事業はブランド形成だけでなく、養殖生産者の労働負担軽減による経営支援、地域の雇用対策への貢献といった役割を担うようになってきた。ワカメ・コンブの養殖経営の労働条件や所得水準などの改善を図ることで、高齢の養殖生産者のリタイアの時期が延期されて、養殖生産に従事する後継

者や新規従事者が増えていくまでの時間的余裕ができたのである。

しかし、最終的にはワカメ・コンブ養殖生産のリリーフではなく、先発選手が登場しなければならぬ。後継者や新規従事者ははたして増えていくのだろうか。漁協がコンブ加工にも本格的に着手したり、さらにワカメ・コンブの養殖生産にまで携わっていくことになるのだろうか。

農業の分野でも、いま同じ問題への対応方向が模索されている。農家の高齢化や後継者不足によって年々リタイアする生産者が増えて、地域特産品として知名度が高く、潜在的に需要が拡大していくと考えられている農産物でも、生産量の減少によって市場そのものが縮小している。おいしくて魅力的な食品でありながら、いつか日本の市場から消えてしまうおそれが高まっている。

JFたろうが果敢に取り組んできた加工事業の成果である「真崎わかめ」が、おいしくて魅力的な食生活を構成する食品として消費者に理解され共感されるためには、ブランド戦略の対象は流通業者から消費者へと広がっていく必要がある。

(注1) 自営化工場の母体は昭和二六年に田老町が設置したワカメ加工場で、漁協にコンブ加工場として引き継がれ、赤字経営が続き

ながらも、とろろ昆布などの製造施設として運営されていた。

(注2) 原藻転売数量を含む。

(注3) サケふ化・特採事業は、県内河川への受精卵・発眼卵の供給事業および田老川などの河川で捕獲した親魚の販売事業のことである。

(注4) 平成一八年度の販売実績から算出した養殖施設一台あたりのワカメ販売金額は、塩蔵仕向けワカメ三〇〇、九九八円、「春いちばん」二二七、四〇〇円となっている。販売単価は塩蔵ワカメの一〇倍近くにもなるが、早期収穫になるため、「春いちばん」の単位あたり収量が少ないからである。また一月に海水温が上昇したり凧の日が多くなると、「春いちばん」は収穫できなくなるという問題があり、最近では生産量は二トン程度に過ぎない。

WTO農業交渉の現状と展望

―第七回閣僚会合・二国間協議・米主張の根拠―

日本農業研究所・客員研究員 服部 信司

1、第七回閣僚会合…二〇〇九年三月までに現状評価の閣僚級会合を開く

○九年一月三〇日―二月二日、WTO第七回定例閣僚会合がジュネーブのWTO本部において開催され、「来年三月までに、交渉の現状を評価するための閣僚級の会合を持ち、妥結が年内に可能かどうかを検討する」との議長総括をもって終了した。

ただし、三月までに行う会合が、閣僚会合として行われるのか（EU、豪、途上国などアメリカ以外の大部分の諸国）、それよりも低い事務レベルの会合として行われるのか（アメリカ）についての相違は克服されていない。また、その会合が、議長・第四次枠組み（関税や国内支持の削減方法・削減率IIモダリティ）案についての交渉を含むのか（EU、豪、途上国など）、否か（アメリカ）についての相違も克服されていない。アメリカが議長長案

を次回閣僚級会合の議題とすることに反対しているのは、議長・第四次枠組み案（〇八、一月六日）を基礎に妥結交渉を進めることに賛成していないからである。アメリカが議長第四次案のどの部分について反対であるかは、後にふれる。

このように、第七回閣僚会合は、〇八年七月の閣僚会合決裂と〇九年一二月閣僚会合開催問題におけるアメリカ有力途上国間の対立関係を引きずったまま、その溝を埋める動きを生み出すことなく終わったのである。

まず、〇八年七月の閣僚会合決裂から第七回閣僚会合に至る交渉の推移を振り返ることにしよう。

2、〇八年七月…主要三〇ヶ国閣僚会合・G7交渉の決裂

○八年七月二一―二九日にジュネーブのWTO本部において行われた主要三〇ヶ国閣僚会合とG7（アメリカ

カ、EU、インド、ブラジル、日本、豪州、中国）交渉は、一時「最終解決の寸前まで言った」（ファルコナー農業交渉グループ議長）⁽¹⁾といわれたが、途上国に与えられる農産物・緊急輸入制限措置（Special Safeguard Mechanism : SSM）をめぐる決裂した。緊急措置として、ウルグアイ・ラウンドで合意した譲許税率を超えて関税を引き上げる場合⁽²⁾について、ラミー事務局長の調停案は、「輸入量が過去三年間平均を四〇%超した場合」としたが、インドは、「四〇%では高すぎる」とし、アメリカは「四〇%」でも低すぎるとし、両者の溝が埋まらなかったからである。インドが発動しやすい緊急輸入制限措置にこだわったのは、輸入の増加による国内生産の減少↓国内生産体制の脆弱化を危惧したためである。

3、金融サミット：「〇八年内合意」声明と〇八年一二月閣僚会合開催問題

〇八年一月月に開催された第一回金融サミットの「年内にWTO交渉の枠組み合意が必要」とする首脳声明により、〇八年一二月における閣僚会合の再開が課題・問題となった。

しかし、アメリカの農業団体・経済団体が「アメリカの国内農業保護の削減に比べ、他国の市場開放が不充

分」として閣僚会合を開催することに反対を表明し、ラミー事務局長が一二月一〇日に提起された交渉グループ議長の提案を基礎として妥結に進む見通しを持ち得なかったことにより、一二月の閣僚会合は見送られた。

4、議長第四次提案（〇八年一二月六日）のポインント

〇八年一二月六日、閣僚会合の開催に向け、そこでの交渉の基礎とするために、農業交渉グループと非農産品（NAAMA）交渉グループ議長による第四次モダリテイ提案が提起された。以下、そのポイントをみていくことにする。

（1）途上国の緊急輸入制限措置（SSM）

〇八年七月のG7・主要三〇ヶ国閣僚会合は、引き上げた関税がウルグアイ・ラウンド譲許税率を越す場合の途上国の緊急輸入制限・発動基準をめぐって、すなわち、発動は過去三年間平均の輸入量を四〇%超す場合とするラミー調停案（〇八年七月二五日）をめぐり、四〇%では高すぎるとするインドと四〇%でも低いとするアメリカの対立によって、決裂したわけである。

これについて、第四次議長案は、発動基準を二つの場合、すなわち①輸入量が過去三年平均を二〇―四〇%未満超す場合と、②輸入量が同四〇%以上超す場合を提示

表1 議長モダリテイ第四次案(08、12月)

一途上国の農産物・緊急輸入制限：引き上げた関税がUR譲許税率を超過する場合一

発動基準	3年平均輸入量を20%－40%未満超す	3年平均輸入量を40%以上超す
関税の引き上げの程度	譲許税率の3.3%か、8%ポイント、の大きい方まで。	譲許税率の5.0%か、1.2%ポイントの大きい方
適用品目数	全品目数の2.5%	
適用期間	最大限4～8ヶ月間	

資料：Committee on Agriculture, Revised Draft Modalities for Agriculture, Special Safeguard Mechanism, 6 December 2008.

表2 ラミー調停案と農業モダリテイ第四次案：途上国の特別品目

(08、7月25日、12月6日)

品目数(総数の%)	関税削減
12%	平均11%
うち、5%	ゼロ

資料：表1と同じ。

した(表1)。これは、「発動基準を過去三年間平均の輸入量を40%超す場合」とした七月のラミー調停案に比べ、「20-40%を超す場合」を入れている点が重要な変化であり、それは、「40%では高い」としたインドの主張に配慮したものとみられる。

(2) 途上国の特別品目

特別品目とは、途上国の食料安全保障、地域社会の維持、生活保障に関わる品目で、関税削減についての例外的扱いが認められる。これについて、08年七月のラミー調停案は、「その数を全品目数の一二%、平均削減率一%、そのうち、関税削減ゼロの品目数を全品目数の五%」とした(表2)。

提起された特別品目の数に全品目数の一二%は、先進国について「関税削減の割引が認められる」重要品目の数に「全品目の四%」の三倍であり、関税削減ゼロの品目数「五%」は先進国の重要品目数「四%」を上回る。インドは、このラミー提案の関税削減ゼロの品目数について、即「満足」を表明したといわれる。

特別品目についての議長第四次提案は、ラミー提案の内容をそのまま書き入れたものである。

ところで、08年七月の主要三カ国閣僚会合を前にして提起された議長第三次提案(08年七月一日)においては、特別品目の数は全品目の「10-18%」そ

の平均削減率「一〇―一四%」、そのうち関税削減ゼロの品目数は全品目の「〇―六%」という数字の幅で示されていた。数字の幅で示すということは、利害関係者双方（この場合はアメリカとインド）の主張を数字の幅として示しているのであり、議論が必ずしも収斂していないことを意味する。

そうしたなかで、ラミー事務局長が単一の数字を挿入したわけである。その数字は、途上国インドの主張に近く、アメリカの主張から遠い。これにアメリカ側（特に議会・農業団体）は強い不満、反対の意向を持っていたのである（2）。

先回りをしてふれておけば、〇八年一二月以降、アメリカが「途上国の市場開放が不充分」としているのは、この議長第四次提案における特別品目についての内容を指している。

（3）非農産品（NAMA）の分野別交渉

1）議長第三次提案・〇八年七月主要国閣僚会合における分野別交渉問題

ラミー調停案（〇八年七月二五日）は、途上国の非農産品（鉱工業製品）の関税引き下げについて、途上国の関税上限を二〇%、二二%、二五%とする三つの場合を設定し、上限二〇%の場合には、品目総数の六・五%を関税削減ゼロとするか、あるいは、同一四%を一般方式

の削減率の半分とするか、いずれかを取りうるとした。

また、関税上限二二%の場合には、品目総数の五%を関税削減ゼロとするか、同一〇%を一般方式の削減率の半分とするか、いずれかを取り得るとしたのである（表3）。

アメリカ政府は、この枠組みを基本的に前提としたうえで、途上国の鉱工業製品の関税引き下げを実質的に進めるために、産業機械、化学、エレクトロニクスなど（アメリカ産業界が関心を持つ輸出分野）の「分野別交渉」が必要としてきた。これについて、非農産品交渉グループ議長・第三次案（〇八、七月一日）は、分野別交渉への参加は、「非義務的ベースである」（IIポランタリー）としたうえで、「重要な国々の大部分が参加することは非農産品交渉の全体的結果をバランスの取れたものにすることに役立つ」（表4）としたのである。

アメリカは、分野別交渉のあり方について「非義務的ベース」に反対し、「義務的にすべき」としているというのではないが、〇八年七月の閣僚会合において、「主要途上国（中国、インド、ブラジル）は、農業と非農産品の枠組み案（モダリティ）の合意時に分野別交渉への参加を表明すべき」と要求した。有力途上国のコミットメント（関与）を強く求めたのである。

これを受けて、ラミー調停案は、「枠組み案の合意時に、（有力途上国は）少なくとも二つの分野別交渉につい

表3 非農産品モダリティー：ラミー調停案と議長第四次提案
一途上国の鉱工業製品の関税削減方式一

関税の上限(1)	品目数(タリフラインの%)	関税の削減
20%の場合 ①か②、いずれかとする	①	14% ・フォーミュラカットの半分 ・非農産品輸入額の16%以内
	②	6.5% ・削減ゼロとする。 ・非農産品輸入額の7.5%以内
22%の場合 ①か②、いずれかとする	①	10% ・上限20%の場合よりも少ない品目について、より少ない関税削減率とするか、削減ゼロにしうる。 ・非農産品輸入額の10%以内
	②	5% ・削減ゼロとする。 ・非農産品輸入額の5%以内。
25%の場合	柔軟性はない。	

注1) 先進国の関税の上限：8%。

表4 非農産品の分野別交渉についての提案

提案	内容
議長モダリテイ案 第三次提案 (08, 7月10日)	<ul style="list-style-type: none"> 交渉への参加は非義務的ベース。 しかし、重要な国々の大部分が参加することは、非農産品交渉の全体的結果をバランスの取れたものにするに役立つ。
ラミー調停案 (08, 7月25日)	<ul style="list-style-type: none"> 分野交渉の非義務的性格を確認し、モダリテイの合意時において、少なくとも二つのセクター交渉について、重要な多くのことを達成しうるような条件を交渉することに参加することを表明する。
議長モダリテイ案 第四次提案 (08, 12月6日)	<ul style="list-style-type: none"> 分野別交渉への参加は、非義務的ベースである。 しかし、重要な国々の大部分が参加することは、非農産品交渉の全体的結果をバランスの取れたものにするに役立つ。 モダリテイの合意時において、分野別交渉の条件についての交渉に参加することを表明する。

て、その条件についての交渉に参加することを表明する」と提案した（前掲表4）。この内容は、セクター別交渉それ自体ではなく、「セクター別交渉の条件についての交渉」としてはいるが、その交渉に閣与することを有力途上国に求める内容となっており、二週間前の第三次改訂版に比べ、アメリカの主張をより強く反映するものになった。

2) 非農産品議長・第四次提案（〇八、一月六日）における分野別交渉

ワセシャ議長が〇八年一月六日に提示した第四次提案は、次のような内容を提起した。

① 分野別交渉への参加は、非義務的ベースである。
 ② しかし、重要な国々の大部分が参加することは、非農産品交渉の全体的結果をバランスの取れたものにするに役立つ。

③ モダリテイの合意時において、分野別交渉の条件についての交渉に参加することを表明する（前掲表4）。

この内容は、一方で、「分野別交渉の非義務的性格」を強く言いつつ、他方で、「（有力途上国が）分野別交渉の条件についての交渉への参加を表明する」としており、矛盾した内容となっている。

3) 分野別交渉についてのコンセンサスの不在

そのうえで、議長第四次案は、「分野別交渉の非義務的性格を変えることなく、交渉への参加のコミットメントをどのように定義するかについて、コンセンサスはない」とした。

非農産品の議長モダリテイ第四次提案が、その分野別交渉について、大きなギャップが存在し、それを埋めていく方法についてなおコンセンサスがなないことを認めただのである。

このような第四次案の内容をも見て、〇八年一月二日ラミー事務局長は、「現段階では閣僚会合を開いても合意するのは困難」との認識を示し、閣僚会合の〇八年内開催は見送られることになった。また、その背景には、アメリカの議会・農業団体が議長第四次提案における「途上国の特別品目」の内容に強い不満を持ち、議長第四次提案を基礎に閣僚会合を開くことに反対していることがあった。

5、オバマ政権のWTO交渉姿勢…「コースを変える必要」とカーク通商代表の二国間交渉の提起

こうしたなかで、〇九年三月二日、アメリカ・オバマ新政権は、「二〇〇九年・貿易の課題」を発表した。そこにおいて、WTO交渉については、次のように提起されている。

「現在の交渉は、バランスを欠いている。アメリカが与えるものの価値はよく知られており計算しうるが、他国に与えられる広範な柔軟性のためにアメリカに与えられる新しい機会の価値は不明確なままである。・・

・妥結に向かうには、コースを変える必要がある」と。

これに基づき、オバマ新政権下のカーク新通商代表は、○九年五月、「アメリカが農業で譲許する内容は明瞭であるのに、アメリカが農業や鉱工業製品でどの程度輸出機会が得られるのか、はっきりしていない。それらをはっきりさせるために、モダリテイについての交渉を完了させる代わりに、各国（有力途上国）は、どの品目を一般削減方式に充てるか、どの品目を例外品目とするか、などを示す必要がある。これに基づいて二国間交渉をおこなうべき」とする新アプローチを提起した。

○九年七月にイタリア・ラクイアで行われた主要八ヶ国サミット的首脳声明は、アメリカの意向を入れて、WTO交渉における二国間協議の必要にも言及した。そこから、アメリカと有力途上国（ブラジル、インド、中国等）との間の二国間協議が、七月以降行われてきた。

しかし、中国はそもそも二国間協議の必要性を認めていないのであり（ありうるのは最終交渉のみという立場）、ブラジル、インド、中国は、ともに、「アメリカが一層の農業保護の削減に応じない限り、アメリカの市場開

放・拡大要求には応じない」としている。

○九年一月以降農業交渉自体が進展しないというなかで、この二国間協議も成果をあげていない。だが、第七回WTO閣僚会合の直後、アメリカ・カーク通商代表は「交渉妥結に至るには二国間協議において途上国が市場開放について一層の譲許を示す必要がある」として、「なお数ヶ月間、二国間協議が必要」としている。

6、アメリカの議長提案への不満の根底にあるもの…国内保護の大幅削減

二国間協議を要請し、なおもそれを続けようとするアメリカ政府の姿勢の背景には、アメリカの農業・経済団体と議会（上院・下院農業委員会）の態度、すなわち、「アメリカの国内保護の削減に比べ、他国の市場開放が少ない」という議長提案への強い不満がある。そこからアメリカは「議長提案に基づく妥結交渉（閣僚会合）は行われるべきではない」としている。そのアメリカの姿勢が、交渉を停滞させているのである。

「アメリカの国内保護の削減に比べ、他国（中国・インド・ブラジル等の有力途上国）の市場開放が少ない」というアメリカの不満は、突き詰めれば、昨年までの交渉においてアメリカ政府（ブッシュ政権とそのもの通商代表部）が合意してきたアメリカの農業保護の削減が

表5 農業モダリティ・第四次提案：国内支持

(08、12月6日)

① 「黄の政策」に伴う助成額（AMS）の削減率

AMSの額	削減率
① 400億ドル以上 (EU、日)	70%
② 150億ドルー400億ドル (米)	60%
③ 150億ドル以下 (その他先進国)	45%
④ 途上国	30%

② 国内支持総額枠

支持総額	削減率	備考
① 600億ドル以上 (EU)	80%	
② 100億ドルー600億ドル (米、日)	70%	米：145億ドル
③ 100億ドル未満 (その他の先進国)	55%	
④ 途上国	36%	

大幅すぎるといふ自国の国内保護の大幅削減に対する不満である。

7、アメリカの不満・主張に根拠があるのか

(1) 議長提案はアメリカの提案に基づく

議長第四次提案においてアメリカに問われている国内保護の削減（『黄の政策』に伴う保護の約束水準（一九〇億ドル）を「六〇％削減」し、七六億ドルにする…表5）は、〇五年九月にアメリカ自体（ブッシュ政権・ポルトマン通商代表）が提案したものであり、それが、議長提案の内容になっている。「黄の政策」とは、価格支持政策のように生産量や価格に関係する補助・保護政策で、WTOにおいて最も強く保護削減が求められているものである。

また、アメリカは、「黄の政策」に伴う助成額に「その他の保護削減対象の政策」に伴う助成額を加えた自国の「保護削減対象の総額枠」について、昨年七月に一五〇億ドルを提案した。これを受けて、議長第四次提案は一四五億ドルを提起したのである。

アメリカの農業団体や議会は「アメリカの国内農業保護の削減は大幅である（それに見合う他国の市場開放がなければ受け入れられない）」としているが、「大幅な削減」は、アメリカ政府の提案に基づいているのであって、

表6 アメリカの国内支持額：「黄の政策」に伴う支持額
(AMS)と国内支持総額 (億ドル)

	2001-05年平均	2006-07年平均
価格支持額(1)	58.3	62.0
うち、酪農	(45.9)	(49.5)
砂糖	(11.7)	(12.5)
融資不足払い、マーケティングローンなど	51.3	6.4
総計：黄の政策に伴う支持額(AMS)	109.6	68.4
国内支持総額	170	99.3

注1) [(生産量) × (行政価格) - (1986-88年平均の国際価格)]
資料：アメリカ農務省

他から押し付けられたものではない。

(2) EU・日本の削減率はアメリカを上回る

国内保護を大幅に削減するのは、アメリカだけではない。EU、日本ともに、「黄の政策」に伴う助成額を七〇%削減することに合意している。この削減率は、アメリカの場合の六〇%を上回る。

なぜ、日・EUが国内保護の大幅削減をできるのか。

それは、日本もEUも、国内農業保護のあり方をWTO協定に整合的にするための改革を行ってきたからである。日本は、一九九八年にコメの政府買い入れによる価格支持(「黄の政策」)を廃止し、「稲作経営安定対策+市場価格形成」に転換した。これによって、「黄の政策」の約束額と実際額との間に大幅な余裕が生まれ、黄の政策に伴う助成額の大幅削減に込め得る体制になったのである。

EUも二〇〇〇年の改革と二〇〇三年の改革によって、同様の体制を作った。

アメリカも二〇〇二年農業法と二〇〇八年農業法において同種の改革が問われていたにも関わらず、アメリカ議会は、あえて改革の方向をとらなかつた。農業所得の維持を第一とする議会にとって、アメリカ農業法をWTO協定に整合化させることは、それに反すると考えられたのである。だが、それは、アメリカの農業団体・アメ

リカ議会の独善といわなければならない。アメリカの議会・農業団体に、アメリカの国内農業政策をWTO整合的にする改革努力が求められているのである。

(3) アメリカの国内保護削減は対応可能レベル

アメリカ政府がWTOに通報した最新のデータを基に計算すると、穀物価格が上昇した〇六年・〇七年平均の「黄の政策」に伴う助成額は六八・四憶ドル、国内支持総額枠は九九・三憶ドルになる(表6)。これらは、いずれも、現交渉における国内支持削減合意後の約束額(黄の政策)・七六憶ドル、国内支持総額枠(一四五憶)を下回る。しかも、価格の上昇状態は今後も続くかアメリカ農務省によっても予測されている。また、二〇〇八年農業法における酪農政策の変更により、酪農品の価格支持額は三分の一減額となる。アメリカの国内保護の削減が過度に大幅であるという根拠は乏しいと言わざるを得ないのである。

(4) 問われるアメリカの適切な対応

この一年間、各種サミットの首脳声明において、繰り返し二〇一〇年内の交渉妥結が言われながら、実際の交渉はほとんど進まないという状況が続いてきた。多くのジュネーブの関係者によって、アメリカが交渉の障害になっているとみられてきた。

そのアメリカの主張は「アメリカの農業国内保護の削

減に比べ、他国の市場開放が少ない」は根拠が乏しい。にもかかわらず、アメリカが自分の主張が正当と考えらるならば、アメリカは、農業交渉の場において、その見解は議長第四次提案に対する修正提案を出すべきであろう。ただし、それは、議長提案の修正であるから、代償の提供を要求されると思われる。こうして、初めて、真剣な交渉が再開されると考えられるのである。

注1) Report to the Trade Negotiation Committee by the Chairman on Agriculture, Ambassador Crawford Falconer, 11 August 2008

注2) アメリカ上院農業委員ハーキンのスタッフ・S・メルシア(Mercier)氏。二〇〇九年二月一九日。

日本の米と酒

— 生い立ちとこれから —

日本名門酒会本部・株式会社 岡永 本部企画室 森 晃一郎

今から五〇〇〇年ほど前の縄文中期、縄文人たちは山ブドウやニワトコなど糖分の多い木の実を発酵させた酒を造っていたという。それから二〇〇〇年後の縄文晩期

や気象環境による必然性があった。つまり、米も日本酒も、日本特有の自然環境のなから生まれたのである。

に、北部九州に伝来した稲（ジャポニカ種）が、わずか数百年のうちに本州最北端である現在の青森県にまで至り、日本全土において、絶対的な優位性をもった農産物となった。その間に、日本の酒造りは、「木の実の酒」から、生の米を口で噛んで、デンプン質を唾液で糖化させて、発酵させた「米の酒」に変わっていった。やがて、弥生時代に唾液の代わりにカビを利用する技術が大陸から伝わり、蒸した米にコウジカビを生やして、水とともに仕込み発酵させる、現在の日本酒の原型が誕生した。酒を造ることを「醸す（かもす）」というが、これは、「噛む（かむ）」が変じたものであり、「神（かむ）」にも通じるともいわれている。

【水と米と酒、そして日本人】
稲作は水の管理が大切だといわれる。日本型の稲・ジャポニカ種のような「水稻」は、その名の通り、もともと沼地に自生していた植物なのだから当然である。火山の活動が活発だった太古の日本の国土は、火山灰に覆われ、そのうえに山の森林地帯から肥沃な土砂が洪水などによって運ばれ堆積していた。そのため、平野部にはいたるところに湿地や沼地が形成されていたと考えられる。原種に近かった頃の稲には最適な土壌環境だったのかもしれない。弥生時代の日本は、まさに「豊葦原の瑞穂の国」となったのだろう。また、毎年同じ時期に訪れる梅雨による雨水も、稲の苗が根を張るために欠かせない条件であった。梅雨は、まさに恵みの雨だったのだ。

日本酒が誕生した背景には、この国が持つ地理的要因

日本の酒造りも稲作同様、良質で大量の水を必要とす

る。なにしろ日本酒の八〇%以上は水が占めているのだ。それだけでなく、米のデンプン質を麹の酵素がブドウ糖に分解するにも、そのブドウ糖を酵母がアルコールに変えるにも、水の存在は欠かせない。水は、直接的にも、間接的にも日本酒の品質を大きく左右している。だから、昔も今も造り酒屋にとって、水は生命線であり、名水の湧くところに名酒は存在した。

古代の日本の酒造りは、現在の神道の原型であるアミニズム（精霊信仰）やシャーマニズム（呪術的宗教）における神祭りのためのツールのひとつとして造られていた。古くは、獲物が捕れるように、森や川や海の神への供物であり、シャーマン（霊媒師）が神憑りするためのものであった。やがて農耕生活が定着すると、増加した人口を維持するために、豊かな稔りを願って天神地祇を祭るようになった。現在でも、神社で供される「神饌（しんせん）」のなかで、最上位に位置付けられているのが酒なのである。ちなみに、「さけ」の「さ」は、「新鮮」＝「神聖」などを意味する接頭語であり、神棚に飾る木「さかき（榊）」、春の到来を告げる花「さくら（桜）」、稲作が始まる月「さつき（皐月）」、田植えを行う娘「さおとめ（早乙女）」、田植えされたばかりの稲「さなえ（早苗）」、それを潤す雨「さみだれ」（五月雨＝梅雨）の「さ」も同じ意味を持つという。そして、「さけ」の「け」は、「饌」

と書き、「神饌」のことである。「神饌」のことを「みけ（御饌）」ともいうがその「け」である。

よく、「水に馴染む」とか「水が合う」などといういい方をするが、私たちの身体の六〇%は水であることを思えば、水の豊かな国に生まれた私たちの身体も、その主食である米も、その水と米で造る日本酒も深いところでつながっているように思える。

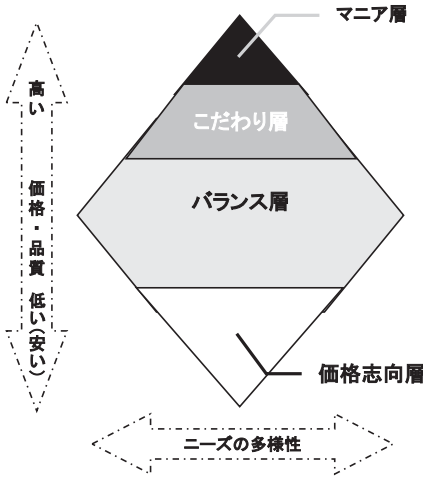
【品質のはなし】

日本酒も米も消費量が年々減少の一端を辿っている。米の全消費量は、昭和四〇年代の初め頃が最大であったようだ。米の消費量の減少とともに、米作り農家も減少したと聞く。日本酒の消費量（出荷量）も、昭和四〇年代末から五〇年頃にかけてピークを迎え、その後は、どんどん減少してきた。また、蔵元の数もこの四〇年に満たない間に半減した。かつて、ひとつの村には必ず造り酒屋が存在し、地域の食文化の一翼を担っていたが、それにも赤信号が灯っている。

日本酒の不振の原因としては、以前から生活様式の洋風化などの指摘があった。たぶん、米についても同じようなことが語られたのではないだろうか。原因を挙げれば、様々なことが考えられるし、どれも頷けることばかりだ。

しかし、その原因が品質にあるという見方はほとんど

【現在の市場概念図】



なされていらないのではないだろうか。つまり、「酒が売れないのは、酒が不味いから」「米が食べられないのは、米が不味いから」といった見方である。

酒の業界に身を置く者として、このようなことを書くことには少なからず抵抗がある。しかし、あえて、その視点も必要ではないかと申し上げたい。単純に考えて、美味ければ、売れないはずがないからだ。

お断りしておくが、私がいう「日本酒が不味い」「米が不味い」というのは、すべての日本酒や、すべての米を指しているのではない。「不味い酒」や「不味い米」が目

日本酒の消費量と製造場の推移			
年度	消費量(千kl)	製造免許場数	
昭和	45年	1,532	3,533
	50年	1,675	3,229
	55年	1,504	2,947
	60年	1,335	2,586
平成	2年	1,373	2,435
	7年	1,262	2,336
	11年	1,030	2,191
	16年	746	1,973
	19年	664	1,845

国税庁資料より

立っているのではないかといいたいのである。

さらにいえば、蔵元や農家の時点では素晴らしいものが、消費者の口に入るときには、何らかの理由で不味くなっていくこともありうるのではないだろうか。

現在の日本酒市場は、他の市場同様に二極化が進んでいる。極端な言い方をすれば、「安いけれど不味い酒」か、「美味しいけれど高い酒」かのどちらかしが存在しないのである。出荷量からいえば、明らかに前者が圧倒的に多い。だから、消費者が飲む機会が多いのは、当然「安いけれど不味い酒」の方である。

日本人の価値意識は、欧米のような一神教とは違い、多様な価値観を是認する多神教の価値観である。白か黒かではなく、多様性に満ちた灰色にこそ大部分の日本人の価値感の本質があるように思う。従って、「ほどほどの価格で、ある程度の美味しさの酒」を求める消費者が一番多いの

ではなからうか。もっと具体的にいえば、現在安い日本酒は一升瓶で千円程度でも買える。美味しい日本酒は一升瓶で二千円はする。その中間の価格帯がすっぽりと抜けているのである。私はこのすっぽり抜けた価格帯こそ、大多数の消費者の値頃感があるように感じる。現在の日本酒は「帯に短し、褌に長し」といった状態なのかもしれない。

もうひとつ「日本酒が消費者にとって不味い」可能性として、皮肉なことに技術の進歩が挙げられる。日本酒の業界では、フルーティーで香りの高い酒が、消費者のニーズに適っていると信じられている。たしかに、試飲会などでは、華やかな香りの酒の受けはいい。日本酒の最高峰である大吟醸は、それを象徴しているともいえる。そのため、バイオ技術が飛躍的に進化したここ二三年ほどの間に、日本酒のなかでも高級酒に相当する「特定名称酒」(吟醸酒「純米酒」「本醸造」など)には、フルーティーな香りの成分を大量に生産する酵母が使用されるようになった。しかし、この香気成分は、極めて不安定で、新酒の時にはいい香りでも、熟成による酸化で悪臭に変じることがある。また、味の点でも苦味や渋味を強く感じさせることがある。蔵元であれ、中間卸や小売店であれ、消費者であれ、酒の管理のしかたが悪ければ、せっかくのいい酒も台無しになる。つまり、不味く

なってしまう酒を、造り手も、売り手も、飲み手も、美味しい酒だと信じ込んでいるのではないかという点である。「そんな馬鹿なことがあるわけがない」という声も聞こえそうだが、その盲信こそ落とし穴かもしれないのだ。

米についても同じことがいえそうな気がする。現在、人気の銘柄米は本当に美味しいのだろうか。実際にスーパーマーケットなどで品種名や産地を大きく謳った米は美味しいのだろうか。

私は、九州の田舎出身である。子供の頃から稲作は、すぐ身近に存在した。まだ学生の頃、夏休みなどに帰省したとき、近所の米屋に行かされた米は、「パールライス」と大きく書かれた普通の標準米だった。しかし、それでも時折「米は美味いなあ」と感じたものである。

あの頃から三〇数年が経った現在、米を美味いと感じるものがほとんどなくなった。口が肥えたのか、味覚が変化したのか、家内の炊き方に問題があるのか。時々、近所のスーパーに家内と米を買いに行くのだが、パッケージに仰々しく品種や産地を書いてはいるものの、青米も未熟米も腹白も碎米も混ざっていて、お世辞にもいい米とは思えないものばかりが目につく。米の産地から遠い都会に暮らす現代人の多くは、そんな米を食べているのである。

たしかに美味しい米も存在するであろう。しかし、大多数の消費者の身近にはないように見える。あつたとしても、どの米が美味しいのかといった情報がない。だから、銘柄と価格で選ぶしかないのである。少なくとも私の家内を見ていると、米を見極める知識はまるっきりない。それが、現代の主婦の普通の姿なのだろう。

また、近年の米の品種改良が何を目標にしているのかも正直いってよくわからない。人気銘柄の代表格「コシヒカリ」は、冷めてもモチモチ感が持続すると聞く。コシヒニ弁当が普及した現在、そのことは重要かもしれないが、それは弁当での話しであって、家庭で食べる炊き立てのご飯には通用しない価値なのではないだろうか。たぶん消費者の多くは、そこまでの情報を持たずに、ただ「この銘柄がいいそうだ」ということだけで買っているのではないだろうか。しかし、その盲信も、長続きはしない。そのことが恒常的な消費減となって現れているというのはいいすぎだろうか。

時代が進んでいるから、昔のものより現在のものの方が良いはずだという幻想は、高度成長期の名残りかもしれない。米の生産の現場でも、専業農家はごく一部で、兼業農家がほとんどを占めるようになったと聞く。つまり、私のようなサラリーマンが片手間に米作りをしているようなものではないだろうか。専業農家なら、稲の状

態や気象状況に合わせて、米作りをするはずだが、サラリーマンの場合、そうはいかない。人の都合に合わせて稲作が行われているだろう。

生産性を高めるための効率化も米質に影響を与えている可能性もあるはずだ。

日本酒造りにおいても同様であるが、合理化、省力化は必ず、品質に顕れる。それが、長い間に消費者離れの要因になっていないかということ。

大きな価値観の曲がり角を迎えた今だからこそ、米も日本酒も「消費量が減っているのは、美味しくないからだ」と考えてみると、違った対策が見つかるように思えてならない。

編集後記

◎かつて自らの庭先を放置して、魚を追いかけ沖に、さらに遠洋に繰り出し「水産大国日本」の名を欲しいままにした企業の漁業。その水産資本が沖合・遠洋漁業から撤退して、沿岸漁業に本格参入を進めている。

一方、工業などに浸食されながらも共同の力や知恵で沿岸の漁場を守ってきた沿岸漁業も、輸入水産物の増や消費の減少を要因とする価格安という内外からの攻勢に押され、生き残りへの苦悩は深い。それでもこうした悩みは漁民の知恵で何とか乗り越きれても、自然界の変異や人間の横暴さには為す術がないというのが実情だ。

本号の調査客体となった岩手県・田老町漁協の畠山氏は、累々と積み上がる無償労力との格闘のやるせなさを切々とつづる。工業製品と同列視し、第一次産品にも画一性・効率性をやたら振りかざす輩には、是非農林漁業の特殊性も学んで頂きたいと思う。

お願いについても一つ。漁業や漁村の役割は、水産物の供給だけでなく環境保全や国を守るという重要な役割も果たしていると思う。四方を海に囲まれた我が国は、欧州などの山岳地帯と異なり沿岸域が国境でもある。沿岸漁業が活力をもって生まれ、漁民が生活するこ

とによって国境が守られ、藻場や干潟によって水質や生物多様性が維持され、都市住民の豊かな情操を育んでいる。

だとすれば、水産業・漁村の存続にもっともって積極的な財政支援が必要なことにも理解を願いたい。

◎昨年末に鳩山政権初の一〇年度予算案が決定された。道路やダムを削り、子供手当などを筆頭に社会保障費が大きく膨らんだ。歳出が過去最大の九二兆三千億の予算だが、税収は未曾有の不景気で二五年前の水準に落ち込んでおり、不足分は国債の発行や埋蔵金を使って帳尻を合わせている。政権は「命を守る予算」と胸を張るが、野党は言わずもがな産業界も批判を展開した。特に民主党がマニフェストで暫定税率廃止を掲げていただけに、ガソリン税の実質維持などには悲憤は強かった。

それでも、既に子供も仕上がり、たはこは止められず、田舎暮らしから車が手放せない筆者などからみれば増税感拭えないが、現下の世情や税収減の懐事情を考えれば、それなりに理解できる。

先行き不透明だが、政治の変化への予兆は実感でできる。今年こそ第一次産業復活への転機の年にと願わずにいられない。

今年もご愛読のほどを。

(太田)